

【第 15 回】

白井市庁舎建設等 検討委員会 議事録

白井市役所
総務部管財契約課

第15回白井市庁舎建設等検討委員会会議録

1.開催日時 平成26年7月9日(水) 午後1時30分～午後5時まで

2.開催場所 白井市役所 6階 委員会室

3.出席者 委員 岡野副委員長、福井委員、谷嶋委員、川島委員、
猪狩委員、佐藤委員、渡辺委員、竹内委員、林委員、藤森委員、
清水委員、高山委員、加瀬委員、鈴木委員、加藤委員、伊藤
委員、寺島委員、三山委員

事務局 内藤総務部長、湯浅管財契約課長、
岡田副主幹、落合主任技師、神子主任技師、落合主事補

4.傍聴者 名(一般9名、報道1名)

5.議題 (1)議事録の承認について(第13回分)
(2)白井市庁舎(新築棟)の構造形式等の決定について
(3)設備システムの決定について
(4)各課等配置システムの決定について
(5)その他

・配付資料

- ・次第
- ・議題1 第13回議事録
- ・議題2- 白井市庁舎(新築棟)の構造形式等の決定について
- ・議題2- 構造種別比較表
- ・議題2- 白井市庁舎(新築棟)1階平面図
- ・議題2- 補足資料
- ・議題3- 設備システムの決定について
- ・議題3- 空調方式の検討
- ・議題4- 各課等配置計画の決定について
- ・議題4- 白井市庁舎(新築棟)地下1階～4階平面図
- ・その他 各課等配置計画(素案)に対する議会からの意見等について
藤森委員からの意見等について
(第14回)傍聴者意見
掲載記事スクラップ(東洋経済、日本経済新聞)
価格動向(平成20年1月～平成26年2月)「事務所」
新庁舎建設を検討している自治体の動向について
岡野委員長提案「議会機能設計参考資料」

事務局（岡田） 本日の会議の欠席者の報告についてでございます。本日、川岸委員長が体調不良のため欠席、議会代表の秋本委員が欠席ということで2名の委員さんが欠席でございます。

最後に、傍聴者の方も含めまして、携帯電話をお持ちの方につきましては電源を切られますか、マナーモードの設定をお願いいたします。

開会前の事務局からの連絡等については以上になりますが、全体を通しまして御質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは以上で会議前のお知らせを終了させていただきます。

事務局（湯浅） それでは、ただいまから第15回白井市庁舎建設等検討委員会を開催いたします。

お手元、配付の議題に沿いまして進行をさせていただきます。

始めに、委嘱状の交付を行います。今回の委嘱状の交付につきましては、公共的団体等の代表者として自治連合会からの委員に変更がありました。新たに委員となられました鈴木委員への委嘱状の交付を行います。本日、伊澤市長は公務のため委員会に出席できません。

伊藤副市長から委嘱状の交付を行います。私からお名前をお呼びしますので、自席にて御起立願います。鈴木富様。

委員（鈴木） はい。

副市長（伊藤） 委嘱状、鈴木富様、白井市庁舎建設等建設検討委員会委員を委嘱します。任期は白井市役所庁舎における建設及び改修が完了するまで。平成26年7月9日、白井市長伊澤史夫。よろしくをお願いいたします。

委員（鈴木） 謹んでお受けいたします。

事務局（湯浅） ありがとうございます。以上をもちまして委嘱状交付式を終了いたします。

続きまして、伊藤副市長より御挨拶を申し上げます。伊藤副市長、よろしく願いします。

副市長（伊藤） 伊澤市長が公務のため出席できませんので、私のほうから一言だけ御挨拶をさせていただきます。

昨日の報道ですと、台風8号の行方が非常に気になる状況の中、委員の皆様には公私ともお忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

ただいま新たに鈴木委員様に委嘱状のほうを交付させていただきました。快く委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。ぜひ忌憚のない御意見を賜ればというふうに考えています。よろしくをお願いいたします。

この庁舎建設等検討委員会も、現在基本設計に入っているところでございますが、委員各位の御尽力によりまして、予定どおり進んでいることに改めて感謝を申し上げます。先般におきましては階数の決定、そして本日は構造形式、そして設備システムの決定ということで、だんだん庁舎の形というものがイメージできるような状況になってくるのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、東京オリンピックを契機としまして、どうにもならない外部的な要因もある状況でございます。非常に厳しい選択を迫られることにはなるかとは思いますが、ぜひそういった部分も加味しながら委員各位におきましては、市民の安全安心の確保、そして利便性の向上にこの市役所庁舎というものは必要不可欠なものでございますので、よりよいものとなりますよう今後とも引き続き

御尽力賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

事務局（湯浅） ありがとうございます。続きまして、本日、委員長が欠席となっております。かわりまして、岡野副委員長より御挨拶をいただきたいと思います。副委員長、よろしくお願いいたします。

副委員長（岡野） 今、副市長からお話のありましたように、台風が大変気になるところですが、多数御出席いただきましてありがとうございます。

前回、5月28日の会議から基本設計の基本的事項である庁舎の階数や構造形式等の変更に入ってきております。前回の会議において、庁舎の階数を減築改修とし、それぞれ4階とすることで決定しております。その後、市において、この検討委員会での結果を正式に決定しているそうです。

本日の会議内容は、お手元の次第のとおりですが、建物の構造形式等の予算、空調や自家発電など、設備のシステム、また各課等の配置計画について御検討いただき、決定をしていきたいと考えております。非常に重要なことの検討になりますので、皆様方におかれましては活発な議論をお願いしたいと考えております。また、限られた時間の中でございますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それと、事前に藤森委員から多数の御意見や質問をいただいております。事前にこういうことをいただきますと、回答を事前に用意できるということで、議事進行に貢献していただいております。ありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局（湯浅） ありがとうございます。ここで、議題に入ります前に、新しく委員となられました鈴木委員様から自己紹介をいただきたいと思います。鈴木委員、よろしくお願いいたします。

委員（鈴木） ただいま御紹介に預かりました鈴木でございます。精いっぱい務めさせていただきます。七次台自治会の会長ということでございまして、任期2年の2年目でございます。七次台小学校区の支部長ということでございまして、この重要な任務につくことになりました。精いっぱい勉強して少しでもお役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。

事務局（湯浅） ありがとうございます。それでは、早速議題に入らせていただきます。

本日は、委員長が欠席のため、附属機関条例の規定によりまして、岡野副委員長が議長を務めることとなります。岡野副委員長、よろしくお願いいたします。

副委員長（岡野） それでは、議題1、議事録の承認について（第13回分）から始めさせていただきます。

議題については、いつも通りの内容と聞いておりますので、配付された議事録について承認、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（岡野） 異議なしということで承認されました。

議題2、白井市庁舎新築等の構造形式等の決定について。最初に、事務局、説明をお願いします。

事務局（落合） 事務局の落合です。議題2、白井市庁舎新築棟の構造形式等の決定については、耐

震安全性の分類や免震構造、耐震構造、制震構造の中から構造形式と鉄筋コンクリート造や鉄骨造など構造体種別について検討していただき、検討委員会としての考えを決定していただくものであります。

それでは、資料の概要を御説明させていただきます。

A 4 版の資料につきましては、基本設計の中で構造形式等を検討する際の考え方を項目別に記載したものです。良好な庁舎環境を実現するための構造計画といたしまして、1 ページ目では快適な執務機能・環境について、2 ページ目では減築改修棟と一体となる床の段差のないバリアフリーな空間と遮音性、防音性にすぐれた会議室等についてを記載させていただいております。

3 ページについては、地震時の安全性の確保、防災拠点機能の維持について、またコスト、工期についての考え方を記載させていただいております。

これらの考えをもとに A 3 版の 1 枚目の資料、白井市庁舎新築棟の構造計画等の決定についてという、議題 2、 の資料になります。こちらに考えられる構造計画といたしまして、免震構造で 1 案、耐震構造で 4 案、制震構造で 1 案を示しております。それぞれを比較した資料となっております。

その次の A 3 版の 2 枚目なんですけども、右上に議題 2 と記載された資料でございます。こちらが庁舎の平面図となっております。それぞれの構造形式の場合の柱の位置を比較した資料となっております。

次のページも 1 ページ目に R C 造一部 P R C 梁というものと、次のページが S 造の P C a P C 造というものの比較資料となっております。

この資料をもとに検討事項が 2 つありますので、最初に庁舎の耐震安全性の分類の決定について御議論いただき、その次に構造形式の決定について議論していただきたいと思っております。

詳細な説明につきましては、この後、I N A 新建築研究所から御説明させていただきます。

I N A 新建築研究所（平林） それでは I N A 新建築研究所、平林と申します。私のほうから御説明をさせていただきます。

まず資料の 3 ページ目をごらんください。

4 .地震時の安全性確保、防災拠点機能の維持というページでございますが、まず庁舎の耐震安全性の分類を定めるためには施設の有する機能、施設が被害を受けた場合の社会的影響及び施設が実施する地域的条件を考慮する必要があります。

まず、地域的条件については、第 1 1 回庁舎建設等検討委員会で岡野副委員長より御説明いただきました。白井市付近の地盤については千葉県調査によると基盤から地表まで連続するような断層は確認されていないこと。白井市直下のフィリピン海プレート上面は蛇紋岩化しているため、マグニチュード 7 クラスの直下地震の震源にはならないことなど、ほかの地域と比べ比較的地震のリスクが少ない地域であることがわかっております。

続きまして、資料の 5 ページ目をごらんください。

庁舎の耐震安全性の分類の決定という資料でございますが、こちらについては以前、お配りしているものと同じものでありますけれども、施設の機能としては新庁舎については市民サービス窓口、市

民ホール等そこに書いてあるとおりの諸室が想定されておりますが、そちらについては災害応急対策活動に必要な施設、災害対策の指揮、情報伝達等のための施設というような位置づけが考えられます。

旧庁舎については、市民ギャラリー、市民活動推進センター、地域防犯拠点等の諸室があり、こちらについては人命及び物品の安全確保が特に必要な施設、あるいは多数のものが利用する施設という位置づけが考えられます。

また、耐震安全性構造体が Ⅰ類か Ⅱ類かというところの中で、建設コストというお話があるかと思いますが、これについては後ほどの構造種別比較でも御説明をいたしますが、まず Ⅰ類の構造体相当となる免震構造と比較しますと、Ⅱ類に相当する構造体のコストについては、Ⅰ類に比べて約 75%から 85%という試算結果になっております。

以上を踏まえまして、第 11 回建設等検討委員会で付託を受けました川岸委員長、岡野副委員長、川島委員と白井市、I N A の中で構造専門部会ということで議論をさせていただきました。その中で上がった話題とすれば、まず一般的に設計を行っていく中で、目標の耐力、1.25ないし 1.5 という耐力に対して、通常は 1 割程度の余力を見込んだ設計を行うこと、また災害時の機能維持のために必要な諸室や機器については、免震の床や耐震ラックなどを採用することにより、Ⅰ類の重要度係数 1.25 を採用した場合でも人命の安全確保は当然のことながら、施設の機能維持としても十分な耐震性を確保できるという議論をさせていただいております。

それを踏まえまして、新庁舎については構造体を Ⅰ類、建築非構造部材を A 類、建築設備を甲類とし、旧庁舎については構造体を Ⅱ類、建築非構造部材を B 類、建築設備を乙類とする案についてまとめておりますので、こちらについて御意見を伺いたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（岡野） ありがとうございます。それでは、この地震時の安全性確保の中で、今説明のあったように分類、どういう分類をするかというのを、今日の決定事項の一つでございますので、その参考資料として議題 2 の 1 補足説明資料が本日配付されていると思いますが、御確認ください。表紙抜きで 5 ページでございます。よろしいでしょうか。

議題 2、 補足説明資料、1 ページめくってください。

これは、千葉県東葛飾・葛南地区地下構造調査という、千葉県の資料でございます。先ほど、I N A さんから簡単に報告がありましたけども、我々のこの地域の地下構造を調査した結果でございます。これを読んでまいります。

千葉県では、平成 7 年 1 月に発生した阪神淡路大震災を教訓として、災害に強い県土づくりを目指し、数々の施策を進め、その中の一つとして地下構造調査を実施しています。

地下構造調査は、阪神淡路大震災の震度 7 の被害地域が帯状に連続して発生し、同地域の地下構造が地震の揺れを集中、増幅させることが確認された。これは、第 11 回の検討委員会で、ある程度詳細に私のほうから御報告させていただいております。このために文部科学省は全国に先駆けて、モデル地域を選定し、交付金により文部科学省の交付金です。千葉県が県西部地域で調査を実施しております。

県西部地域は、人口が極密でライフライン施設も集中すること、また独立行政法人防災科学技術研究所の地殻観測井（高感度地震観測装置、深さ2,300メートル）が下総基地内にあり、基盤岩までの地質状況や物理検層による物理的性質等が明らかにされていることなどから、モデル地域として調査を実施しているということで、全国初のことでございます。

調査地域は東葛飾地域、葛南地域と一部印旛地域で調査を実施いたしました。この葛南には習志野、船橋が入っております。印旛町は印西市も入っているということです。

調査方法と調査結果は省略いたします。

次のページです。まとめです。調査の結果、県西部地域の立体的地下構造が明らかになり、地震の際に揺れが集中するような構造ではなく、基盤岩から地表まで連続するような断層も確認できなかった。すなわち、浅い地震、深さ5キロメートル、マグニチュード6.8はない。

昨年12月に発表されました国の地域防災計画を立てる際のモデル地震、これが全国全てにわたって浅い地下構造は確認されていないので、国のほうは不明瞭な地域はこういう地震を想定して防災計画を立てなさいというふうに書いてございます。したがって我々が住んでいるこの地域はその必要がなくなる。明瞭になったということでございます。

その下の地図を見てください。道路網のように見えますけど、下総基地を交差線として観測されております。これはあくまで調査地点の地図でございまして、道路の地図ではございません。これだけの大規模な調査をしてきていたわけです。

葛南地域とは先ほど言いましたけど、船橋、習志野も含んでおりますが、千葉市直下は含まれておりませんので、県は東京湾北縁断層、これを第11回で御説明しましたが、千葉市から船橋までの直下を走っていると想定されていた断層は、千葉県は活断層でないという表現を使っています。文部科学省は断層がないという表現でございまして。

いずれにしても、地震というのは断層活動ですから、活断層でない以上は地震がないというふうに理解することで、影響は同じということです。

ここで、第11回の検討委員会の資料をちょっと思い出していただきたいんですが、関東地方の直下はプレートが3階建てになっているという話をさせていただきました。その中で、我々がこれから考えていく地震は3つありました。一番浅いところ、地下5キロくらい、の地震ということです。これが、今回なくなったということです。

実は、多くの自治体はこの震度を予測する際に浅い地震が、一番震度が大きくなっておりますので、これで防災計画を立てております。松戸、柏、我孫子、印西、白井、八千代、鎌ヶ谷は別で深さ27キロのフィリピン海プレート上面のマグネチュード7.3で想定してございます。そのときの、これは参考になるので覚えておいていただきたいのですが、鎌ヶ谷はM7.3で、27キロで震度6弱って出ております。もちろんこれはコンサルが計算したものですが、今回の国の震源見直しではフィリピン海プレート上面の地震がなくなりました。すなわち白井市直下は40キロ以上の深い地震はどこでも起こるから、それに基づいて防災計画を立てるということを言っております。

今まで、この40 km以上の深い地震は、浅い の地震と今言ったフィリピン海プレートの2番目

のと言われたこの2つを検討すれば、深いものは包含されていたからよいと言われていたんですが、その2番目に深いフィリピン海プレート上面の地震がなくなったので、新たに深い地震で検討し直すこととなります。

鎌ヶ谷と白井の地盤構成は非常に似ておりますので、鎌ヶ谷の2.7キロよりも今度は4.0キロになるわけですから、これより大きな震度はないと考えられます。

一方、これもさっき説明いたしました、建築基準法は6強で設計する。想定されるのは6弱以下であろう。耐震診断も同様でございます。現庁舎に対する恐怖感が、職員をはじめ、市民も含めてあると思いますが、このようなことをよく御理解していただければ、恐怖感も少し和らぐのかなと考えております。

3ページをお開きください。

千葉県は、自治体の防災計画策定の参考として、防災対策用震動を予測しております。予測手法は、地域防災対策用として、M7程度の地震が起こる可能性が高いと予測されているフィリピン海プレート上面に震源を想定して、このような資料を使って出しました。

それから、その次、震源の設定でございますが、震源は地域防災用としては、各市町村の役所の直下のフィリピン海プレート上面、そこに一辺が約2.8キロの広がりを持つ震源域を設定いたしました。これが、7程度の地震、実はもっと細かく6.9で千葉県は計算したんです。先ほどは同じ深さで鎌ヶ谷が7.3で計算しているということです。

その想定の方なのですが、この下の地図に四角がたくさんあります。これはまさに各市町村の直下を2.8キロの四角で囲うとこういうことになるわけです。

ところで、思い出していただきたいんですが、フィリピン海プレート上面は千葉県北部は蛇紋岩化地域で震源にならないはずでした。なぜ県は震源にしたのかは、この四角い震源域をたくさん書いたこの図面を見ていただくと想像がつくと思いますが、ここから千葉北部の蛇紋岩化地域だけ抜き出して地震を想定することは技術的に大変難しかったと。したがって、承知はしていたけれども、あえて北部もフィリピン海プレート上面を震源としてしまいましたということでございます。安全なのだからこれはこれでいいといたしたいと思います。

地域の地盤特性を考慮した震度予測は自治体の責任でございます。国は、白井の地盤特性、すなわち浅い地震がないことや蛇紋岩化地域であることは考慮せずに震度予測をします。さらに、自治体に対して想定震度は1つです。このような場合、白井で最も震度が大きくなる軟弱地盤の震度を採用し、白井の震度想定をいたします。最大包絡処理といいます。国と自治体の震度想定に食い違いが出るのは、このような理由です。

同じ東京湾北部地震では、県と国の震度でも異なりますが、その理由は第11回検討委員会で詳細に説明し、千葉県の想定の方が精度が高いことをおわかりいただいたと思います。内閣府の担当官は、国は地震モデルを提供し、地域の地盤特性を考慮した震度想定は、自治体の実施するものと明確に回答してございます。

ですから、東京都、神奈川県、千葉県は独自に学識による検討会において被害想定や震度想定をし

ているものでございます。各地域の震度に関しては、自治体の想定が優先となります。したがって、自治体の責任は重いものになりますが、松戸、柏、我孫子、鎌ヶ谷、白井、印西等の自治体が委託したコンサルの設定震源域や、マグニチュードは蛇紋岩地域であることや、地下構造の調査が既に済んで、活断層がないこと等を知りませんでした。

残念ながら、全ての委託したコンサルはそのようなことは一言も触れない報告書を各自治体に提出してありました。大変残念なことでございます。県は、県内に活断層はないと言い切っております。したがって、浅い地震を想定した震度想定は県も実施しておりません。先ほどのフィリピン海プレート上面の6.9で各自治体の想定震度をしたただけでございます。

したがって、千葉県は震度想定が最も信頼できます。なぜならば、千葉県の場合は学識によって震源域やマグニチュードを設定して、コンサルに任せていないということがございます。

次のページ、5ページを開いてください。

国の資料です。国は昨年12月、この地震モデルの見直しをいたしました。下の画像で蛇紋岩化地域がその範囲がわかります。千葉県北部の緑で囲われた東葛飾や葛南地域も入っております。深さ約35キロ前後のフィリピン海プレート上面は、地震活動が低いとここに書き込まれております。

そして、上の画像の左側、これは前回、国が発表したもので、埼玉県まで蛇紋岩化が伸びておりますが、右側が今回発表されたものですが、この蛇紋岩化地域が千葉県内にとどまっていることが判明いたしました。そのために、埼玉、茨城県境に新たな震源域が設けられました。

首都圏直下地震を考える場合、蛇紋岩化地域ということがこれほど重要な選定条件となる。そのことをコンサルは知らないのです。蛇紋岩化するには、実は微妙な条件が整わないとできないものなんです。プレートが若いこと、陸岩プレートの下30キロ以上になって初めて蛇紋岩化が開始されること、フィリピン海プレートは若く、東北地方の太平洋プレートは年をとったプレートなので蛇紋岩化いたしません。そして、30キロの深さまで潜り込んだときに、地球内部の高温の影響によりプレートにわずかに含まれていた水が表面に出てきて、プレートの橄欖岩が蛇紋岩化に変質するわけです。このような大自然の恩恵を我々白井市民は受けているわけです。

東京湾北部地震がなくなってより深いフィリピン海プレート内部の地震が想定されることになりましたが、千葉県では本年及び27年の2年間にわたって見直すそうです。なお、中間発表はしないそうです。

神奈川県も見直します。東京都は非公式ですけども見直さないそうです。昨年夏に発表してしまっただけで、わずか数カ月で国が想定指針を変えてしまったので、今のところ見直さないと言っているそうです。

白井庁舎の地盤特性から6弱程度以下の可能性が高いですから、これらを考えてこれから地震のレベルや構造計画を経費を決定していただきたいと思います。

以上です。

副委員長（岡野） 庁舎の安全性の分類の決定について説明がありましたけども、御質問等がありましたら挙手をお願いいたします。藤森委員。

委員（藤森） 改めて確認をしたいんですけども、5ページの耐震安全性の分類というのがありますけども、構造体の重要度係数、それから建築非構造部材のA類、B類ですね、それから建築設備の甲類、これらの内容についてどこかに説明があるでしょうか。

副委員長（岡野） どうぞ。

事務局（湯浅） 資料の6ページに概要が載っておりますので、御確認をいただければありがたいと思います。

以上です。

副委員長（岡野） よろしいですか。そのほか、ございませんか。どうぞ。

委員（清水） 潮来のほうは地震がひどいという感じがするんで、ニュースなんか見ていると、震度3、4くらいの地震がふえてきましたとか、そういうことをニュースで言っていましたけども、これで見るとこの蛇紋岩化地域のすれすれのあたりかなと見るんですが。

副委員長（岡野） 潮来は一応茨城ですから、茨城県南部地震に相当するところです。蛇紋岩化の北側、利根川の向こう側はまさに蛇紋岩化のおかげであちらにひずみがたまってしまって、あそこに切迫した地震が今心配されているところです。ただし、あそこはプレートが随分深くなっていますから、40キロ以上に。

そういった意味でマグニチュードは7.3を想定することにしておりますけども、震度としては千葉県への影響は少なくなっています。特に我孫子は利根川に近くて、我孫子市の場合はその茨城県南部地震も想定して計算しております。それと、今、潮来地方というのは、御存じのように軟弱地盤でございますので、地震というのは軟弱地盤になると増幅されます。その影響を言われたんだと思います。

委員（清水） それでこの地図で見ますと、緑のこの中に入っているようなちょっと。

副委員長（岡野） いや、これが利根川より南なんです。そのほかいかがですか。よろしいですか。よろしければ震動レベルについては今、INAさんから御報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（岡野） じゃあ、そのとおり決定いたします。

それでは、耐震安全性の分類が決定いたしましたので、次、構造形式について入ります。これは、議題2の でございますが、これはもう一度改めて説明されますか。それでは、よろしく願います。

INA新建築研究所（楠部） それでは、意匠担当の楠部です。よろしく願います。お手元の議題2の の資料、1ページ目、こちらから説明申し上げます。 です。1ページ目でございます。A4の資料の1ページ目、済みません、前後いたしまして、議題2の 、右上、議題2の の1ページ目でございます。申しわけございません。

良好な庁舎環境を実現するための構造計画というところで、それから構造架構の提案を申し上げますが、以前第11回のお話申し上げたとおりに、構造形式の選定にあたっては、耐震性能並びにコストこういったものが最重要であることは当然なんです、それに加えてやはり良好な庁舎環境

を実現するということを主題に置いた場合に、意匠計画並びに設備計画、そちらとあわせて検討する必要があるということで御提案を申し上げます。

具体的に、この1ページ目のほうのまず1番の(1)、こちらのほうにレイアウトの自由度が高い庁舎環境ということで記載させていただいております。

その下に図を載せておりますが、この図にありますように執務室、こちらにおきましては、中央に柱等の遮るものがないオープンな空間であること、こういう図のような空間であることによって、よりレイアウトの自由度並びにお客様からの視線の抜け、そういったものが非常に良好な環境になるということの提案でございます。

そのためには、一般的に庁舎のモジュール、基準となる寸法なんですけど、3.6メートルという基準寸法が一般的に使われております。こちらの図にありますように短辺方向、3.6メートルのところに机を並べていくということの基本的な考え方のモジュールでございます。

このモジュールプランを採用することによって、将来この課の人数がふえたり、また課の境が移動したりと、そういった場合にも十分に対応できるということが、このモジュラープランを採用することの特徴でございます。

また、この長手方向の柱間でございますが、こちらもこの図にありますように、一部客だまり部分を含めて柱を設けること、すなわち約12メートルのその柱間を設けることによって、お客様との視線を遮ることがなくて、窓口、いろんな形の窓口が現在ございますが、つい立てタイプであるとか、座ってお答えするタイプあるいは立ってお答えするタイプ、いろんなタイプのものにも臨機応変に対応できるということで、御提案としましてはこちらの図のとおり7.2掛ける約12メートルの中間柱構造、これが庁舎としては最も適しているという提案が1でございます。

続いて、その下のほうに2ということで、明るく開放的な気持ちのよい庁舎という記載をさせていただいております。まず、ここでの重要なポイントは、天井高を確保するというところで、天井高をなるべく確保してこの環境のよい、気持ちのよい、執務空間を実現していこうというところでございます。

具体的には、構造の梁というもの、そういったものの寸法を小さくいたしまして、天井高を確保するということと、設備計画、空調設備につきましてはこの梁の間にうまく通すような計画をして、できるだけ、その梁の下に出てこないように天井高を確保していこうと、そういったようなことが可能な構造形式というものが望まれるというところの内容でございます。

続いて、めくっていただきまして、2ページ目でございます。

2番目としまして、これは当然庁舎として重要な項目でありますバリアフリーという観点からの御提案でございます。御存じのとおり、現計画では減築棟と新築棟を接続していくということがまずメインテーマとなっております。その場合に、各方面から御要望、御指摘、常に出ておりますけども、できる限りフラットな状態で段差を、階段等を設けない状態で接続するようという御要望、御指摘が上がっております。

そういったことを考えますと、この下の図にありますように、1階の部分、これは屋外の部分の段

差がございますので、多少のスロープというものがいたし方なく出てくるというところはございますが、2階から上の部分についてはフラットな状態で接続するという原則として計画を進めていく必要があると考えております。

そのためには、既存のこの減築棟、高さが余り高くないというところがございまして、それにあわせてくると、そちらに記載がございますが、2階の部分の高さ3,950というところが一番厳しい高さになりまして、ここをベースに先ほど申し上げましたはりの大きさを決めていく必要があるということで、こちらにつきましても架構によってはりの高さ、それぞれの高さが変わってまいります。鉄筋コンクリート系の構造の場合は90センチですね、鉄骨関連の場合には、70センチ程度、こういったところに抑えることによって、必要な天井高を確保していくという、床はフラットにつなぐというところを計画しているというところでございます。

続いて、3つ目でございますが、これも前回お話をさせていただいておりますけれども、やはり遮音性、防音性こういったものにすぐれた会議室、執務室が必要であるというところで、このためにはここに書いてございますまず十分な床の厚さを確保するというのと、床、壁、天井、こういったものを吸音材、並びに遮音性のすぐれたもの、そういったものを検討していくというところで。

ただし、この構造に影響があるものとするれば、鉄骨につきましてもRC造より一般的に震動が伝わりやすいというところがデメリットとして上げられますので、矢印以降、下の段に書いておりますけれども、はりとコンクリートの床を一体化させる工法であるとか、大きなはりと小さなはり、こういったところの接続を溶接というものによって、接続することによってたわみを抑えると、このような手法を用いながら鉄骨造であったとした場合も、震動を伝わりにくくすると、そういった工夫が必要であるということも3つ目として上げております。

それでは、続いて構造担当のほうから比較表等についての説明に移らせていただきます。

INA新建築研究所(平林) INAの平林です。次のページ3ページをごらんください。

上段(1)、(2)については先ほど御説明したとおりでございます。

(3)防災拠点機能の維持というところ、防災拠点としての機能維持をするためには、建物の変形を抑えることで非構造部材、内外装材や建具、間仕切り壁などの損傷を小さくし、揺れ、こちら加速度、建物が地震を受けた際に激しく揺れるその加速度というものを抑えることで、設備、備品の移動や転倒を防ぐ必要があります。それを踏まえまして、まず建物の変形を抑えるためには以下の構造というものが考えられます。

免震構造の採用。耐震壁の設置。こちらについてはRCあるいはS造の場合は斜め材のブレース、または制震装置の設定というようなことが考えられます。

また、建物の揺れ、加速度を抑えるためには次の方法などが考えられます。

免震構造あるいは制震構造の採用。として機能維持のための必要な部分に限定した免震床あるいは機器の免震、耐震ラックの設置というようなことが考えられます。

続きまして、5番、コスト、工期というところ。

(1)コストの算出方法というので、以降、次に比較表を各構造について御説明させていただきます。

すが、コストの算出方法についてはまず直近の事例の実績単価により概算コストを出しています。

こちらについては、具体的に申し上げますと各構造について概略設計を行った上で、躯体数量を算出してあります。その上で土工事、杭を含めた躯体数量のそれぞれに対して工事費の設定した単価を掛けた上で工事費を算定してあります。

こちらの工事費の単価については、公的機関発注の建設工事で、弊社が最近設計実績として計画した同規模の建物、一つは鉄筋コンクリート造、一部P R Cという梁の建物です。もう一つは、鉄骨造の事務所ビル、こちらの工事費の直近の動向を反映した単価というものを採用しています。

必要なものについては、例えば杭であるとか、免震装置、制震装置などについてはメーカーからの見積もりを徴取し、実勢の単価という掛け率を見込んだものでコストを試算してあります。

(2) コスト評価。昨今の労務費及び建設資材価格が上昇している状況、今後のオリンピック関連工事の影響等により、発注時点の建設市況を予測することは非常に困難ではありますが、今回は算出したコストの単純比較ではなく、近年の価格動向、いわゆる直近の事例に今の時点でわかっている価格動向を評価した上で、単価設定をしています。

次、誤記で申しわけありません。(2) が続いてしまいました。(3) ということで、工期、こちらについては工期の短縮により現場経費が縮小され、工事費の縮減につながりますので、この工期というものについても比較検討してあります。

以上を踏まえして、A 3 の資料のほうまで飛んでいただきたいんですが、右上、議題 2 の という、A 3 の資料になります。こちらの比較表、こちらについて概要を御説明いたします。まず、比較に上げました構造形式は全部で 6 つとなります。

から 、比較表上段横列左側より 、こちらについては基本計画の C 案である免震構造の鉄筋コンクリート造というものになります。これを基本に目標とする耐震性能、こちらについては重要度係数 1 . 2 5 を想定した躯体を想定して、そちらの耐震性能を確保しながら、建設コストの縮減を図るため、まず構造形式、 から については耐震構造ということで計画をしてあります。 については制震構造ということで、こちらについては耐震安全性のプラスアルファーというようなことも考えまして、比較検討をしてあります。

次、比較項目については比較表の左側縦列、中段より下になりますが、計画の自由度、耐震性、居住性、現場施工性について、それぞれの構造についてメリット、デメリットを記載し、評価としては総体評価とそれぞれの各構造の相対評価となりますが、三重丸、二重丸、丸、三角という評価を各欄に設けています。

工期、躯体コストについては、 の免震構造の鉄筋コンクリート造を基準として、数字であらわしてあります。

続きまして、この比較表の中に先ほどの説明の中でも専門的な用語、P R C、P C a P C、あるいは非構造部材などの用語が出てありますが、こちらについてはこの資料の 7 ページ、A 4 の資料の 7 ページのところに解説を載せてありますので、あわせてごらんいただければと思います。

それでは、各構造について、評価についてはこの表に記載のとおりではございますが、簡単に各構

造の概要と評価について御説明いたします。

まず、 から順に 、 については鉄筋コンクリート造、下に括弧してR C プラス一部P R C 梁というふうに表記をしておりますが、こちらについては比較項目の計画の自由度という欄のところに評価を記載をしておりますが、まずR C 造の場合に適正な柱の間隔、スパンは7メートルから8メートルということになります。

これで計画しますと、執務室、会議室、防災対策室等の執務室内に柱が出てきてしまいます。機能上こういった執務室の内部に柱を設けられないため、P R C 梁、こちらは鉄筋コンクリートの梁に、中にP C、高強度の鋼線を入れて圧縮力をかけることによって、スパンを大きく飛ばせる架構になるんですが、こういったP R C 梁を採用して柱の間隔を大きくしています。

ただし、このP R C 梁というのは先ほどのP C の鋼線の梁が入っていますので、梁の貫通穴、いわゆる設備のスリーブなどが非常に制約を受ける計画となっております。

また、このR C 造に関しては、A 3 の資料の比較表の次のページをごらんください。右下にR C 造 プラス一部P R C ばりというもの、こちらの平面図になっておりますが、こちらのほうをごらんいただきますと、図面下側1階平面の下側、保検年金課あるいは市民課という諸室を想定しておるところですが、こちらのカウンターのところに黒く四角で塗った柱が出てきてしまいます。こちらについては、スパンがこれでも8.7メートルと、R C としては比較的飛ばしている工法でございますが、それでもカウンターの前にどうしても柱が出てきてしまう計画になります。

また、1階の建物上側の市民ホールエントランスホールというところ、黒い四角に丸で囲んでありますが、R C 造の場合についてはこちらに柱が出てきてしまう。上の構造を支えるために柱が出てくる計画となります。

図面、上側の2階平面図についても南側の収税課、あるいは商工振興課等の諸室を計画として考えている部分については、やはりカウンター窓口のところに柱が出てきてしまうという、こういったデメリットがあります。

続きまして、次のページの平面図をごらんください。こちらについては、右下にS造・P C a P C 造ということで、この後、説明しますがこちらについては真ん中に中央部客だまりの部分に柱が出てきて、約12メートルを飛ばしている加工フレームがS造・P C a P C 造については可能でございます。

先ほど、意匠の楠部より御説明したとおり、こういった中柱に柱を配置した構造のほうが庁舎の機能としては非常に有効であるということの御説明です。戻りまして比較表のほうをお願いいたします。

鉄筋コンクリート造の 左から2番目のところですが、 の免震構造に対して、 については、耐震構造のR C として計画しております。こちらについては、まず免震構造に比べ、免震ピットをつくる必要がありません。ですから、これによる土工事、躯体工事がなくなるため工費とコストが削減できます。その結果として、 に比べ工期がマイナス2カ月、コストは を100とした場合に75%ということで、コストが抑えられる構造になります。

建物、耐震の安全性確保については、耐震壁を設けるなど、先ほどの1.25倍というものは確保

した上で、このコストを算出しております。

続きまして、の鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC プラス一部S梁）という構造ですが、こちらについてはまず、の鉄筋コンクリート造に比べて柱間隔を大きくできます。また、梁を鉄骨梁とすることで建物が軽量化できるため、基礎への負担も少なくなるということで、比較検討として上げております。

柱スパンを飛ばせる計画のメリットがある反面、鉄筋コンクリート方式に加えて鉄骨工事が加わりまして、工期、コストについてはその分、かかってしまうということで、その結果としてに比べて工期としてはマイナス1カ月です。コストは80%という試算結果になっています。

のプレキャストプレストレストコンクリート造については、こちらについては用語の解説のほうでも解説を述べておりますが、あらかじめ工場で製作された鉄筋コンクリートの部材を、現場で組み立て高強度の鋼線を使って、各部材に圧縮力を入れて躯体を構築していく構造になります。

こちらの構造については、現場打ちの鉄筋コンクリート造に比べて工場で製作するため、品質が高く、またPC鋼線の圧縮力を導入していますので、地震によって変形した後も、もとに戻ろうとする力が働きますので、鉄筋コンクリート造に比べて耐震性が高くなります。

また、現場で組み立てになりますので、現場の労務費の省力化が図れるということのメリットを考えまして比較対象としております。こちらについて、現場労務費の省力化あるいは工期についてなんですが、労務費の省力化は比較的工場生産品、鉄骨造も現場で組み立てますので縮減できるんですが、工期については規模が大きなものあるいは階数が多いものでは工期短縮のメリットがあるんですが、今回規模の4階建てですと、試算した中では余りメリットがないということで、工期についてはにに対してマイナス2カ月との鉄筋コンクリート造とほぼ同じ工期となっております。コストについては試算の結果、にに対して80%という結果となっております。

続きまして、の鉄骨造については、柱梁のフレームにブレースを併用することによって、地震時の横揺れを小さくし、外壁や天井材の落下を防ぐ配慮をしております。比較にあたっての概略設計においては、鉄骨の梁のサイズを通常鉄骨メーカーが製作している標準部材で計画をしました。

その結果、Y方向、いわゆる柱を2スパンにして12メートル飛ばす方向の梁成なのですが、こちらの梁成については現状では850ミリという成になっています。こちらについては、これも先ほど御説明したとおり天井の高さを確保するためには、梁成を抑えるなどの構造的な工夫というのがさらには必要になってくるかと思えます。

そういった工夫というのは、当然実現可能かということで考えておりますが、工期、コストについて比較しますと、に比べて後期としてはマイナス2.5カ月、コストとしては75%ということになっております。

の案については、今の鉄骨造のブレースの変わりに制震部材を併用することで、地震時の横揺れと激しい揺れ、先ほど説明した加速度というもの、建物の内部にある設備、あるいは什器関係の移動や転倒を抑えるために、軽減するために制震部材を入れることによって、こういった先ほどの転倒や移動というものを軽減できます。Y方向の梁成については、先ほどの番と同様に構造的な工夫が今

後必要になるかと思えます。

工期・コストについては、制震部材の取り付け、調整と材料費などを考慮して、工期については鉄骨のブレース造にプラス0.5して、と比較しますと2.0というふうにしましたが、ほとんどこれも工場で作ってきて現場で組み立てるものですから、ここまでの差は出ないかもしれませんが、一応その辺の調整等を含めてマイナス2カ月という評価をしています。コストについては、85%ということで制震部材のコストというものが乗っかってきますので、の案に対して85%という評価になっております。

概要については以上ですが、まず1つ耐震構造のからについては、コストを出す際に災害時の機能維持というお話をしたかと思えますが、今サーバー室であるとか、防災無線室、防災設備室等面積にして約60平米の諸室については、免震床というものを見込んで、それらのコストもこの比較表の中には加味しております。

以上を踏まえまして、重要度係数耐震安全性の分類と同様に、川岸委員長、岡野副委員長、川島委員と白井市とINAで、6月23日、7月2日の2回にわたって協議を行い、その結果としてこの6案の中から3案に絞り込んでおります。

その内容については、比較表の前のほうにちょっと戻っていただいて、ページ4ページ目、A4です。A4の4ページで、6まとめということ。のRCプラス一部PRC梁、免震構造については耐震性能が最も高いんですが、その分コストが割高になっております。

RCプラス一部PRC梁耐震構造については、南側執務室の窓口カウンター部に柱が出るため、カウンター形状の自由度、窓口の見通し、将来のレイアウト変更などに制約があり、庁舎に求められるフレキシビリティに問題がある。

SRC造プラス一部S、耐震構造は工事工程が多く、ほかの構造形式と比較して工期がかかり、工事費が割高になるということで、
、
については構造の専門部会の中では不相当と判断をし、
、
の3案について、今後検討していったらどうかということで、この場の検討委員会で御意見を伺いたいというところです。

以上でございます。

副委員長（岡野） ありがとうございます。短時間によくまとめていただいたと思います。お礼申し上げます。

ここで、休憩に入りたいと思います。開始は2時55分、よろしく願いいたします。

（休憩）

副委員長（岡野） それでは再開いたします。

引き続きまして、議題 補足説明に移ります。これは、私のほうから説明いたします。

いつもしゃべってばかりでちょっとうっとうしい気がするんですけど、我慢してください。

これは、議題2の でございます。今朝、多分表題直したと思いますが、よろしいでしょうか。これは、今日配ったわけではなくて、皆さんにお配りしてある資料でございますが、この鉄骨ブレースの補足説明は、構造部会の打ち合わせのときに、湯浅課長から御意見をいただいたのがきっかけでござ

います。

それは、こういう御意見でございました。まだ決まっていませんが、市民目線では鉄骨ブレース構造は、学校の耐震補強工法として認識されています。夏休みの短時間にばたばたと慌てて補強する工法で、安普請、仮設、デザイン的に見にくい等、余りいい評価は出ていない。また、庁舎計画では補強しなければならない建築等に鉄骨ブレース補強がないのに、新築棟に使った場合、違和感を持つとの御指摘がございました。

これは、個人というよりも市民目線で課長さんがそのように印象を持ったということでございますので、全くそのとおりだと思います。

これは、私が意識していなかった御指摘でございまして、私にとって鉄骨ブレース構造は最も身近な構造形式だったために落とし穴になっていたわけです。それと、当然のことですが、この構造形式に対する市民の皆さんの誤解の判断だろうと思ひまして、本日補足説明させていただくことになりました。

そこで、写真の構造ブレース等の事例を3点紹介いたします。

一番上は、中国銀行タワーである香港にある367メートルの高層建物です。中国系のアメリカ人の設計です。竣工時はアジアで一番高い高層建物でした。今は違っています。右側の夜景写真を見てください。ブレースをライトアップして強調してございます。

2番目、新宿三井ビルです。左の写真はその妻側の写真で、窓がないので、ブレースを隠すデザインも可能でしたが、逆に立体的な仕上げにしてバツンブレース、丸バツのバツです。バツンブレースで力強さと安定感を強調したデザインになっております。設計の武藤構造力学研究所は文化勲章を受章した武藤清先生が東大退官後にあるゼネコンの支援で立ち上げ、日本で初めての超高層ビル霞ヶ関ビルを実現したことで有名です。その後、京都大学を定年退任された小堀先生がこの組織を引き継ぎ、小堀鐸二研究所と改めて、スタッフを引き継ぎ制震構造を日本で初めて実現いたしました。

3番目は、渋谷にある神宮前の国連大学本部です。設計は、皆様も御存じの文化勲章を受章した丹下健三先生です。東京オリンピック時に建設した国立代々木総合屋内体育競技場や東京都庁など多くの施設を手がけております。

今日お休みの委員長は、孫弟子と何っております。この国連の施設ですから、国際的な職員で構成されております。多くの外人の方が出入りしておるわけですが、このブレースを強調したデザインは好評のようです。この写真とは離れてください。例えば、高さ数十メートル平屋で、柱間隔が20メートル、30メートルと飛んでいる。建屋の長さが数百メートルというような巨大な空間を持つ生産工場、もうほとんどがこの構造形式です。なぜなら、安くて、強くて、早くできるからで、全く合理性を追求する工場のニーズに合致しているからです。

超高層から住宅まで、実は私の家もこの鉄骨ですが、幅広い建物に使われております。鉄骨ブレース構造は決して学校の耐震補強ばかりに使われているものではないということを御理解いただきたいわけです。

市民からの疑問や質問には、ぜひこれらの事例を使って、皆様方からも説明していただきたいと思

います。

最後に、私は、この鉄骨ブレースが一番よいということで、説明しているわけではなくて、その辺は誤解のないようお願いいたします。

なお、先ほどの話の中で、4、5、6、三つの案について、今後詰めていくという話でしたが、今日、これから皆さんの御意見や御質問を受けながら、今後、二、三カ月のうちに最終決定をしまいたいと思いますので、これから皆さんの御意見、御質問を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

副委員長（岡野） いかがでしょうか。どうぞ、藤森さん。

委員（藤森） あらかじめ質問書を出しておりますけども、、はわかりましたから省きます。コストの点ですが、躯体コスト比というのがパーセンテージになっておりますけれども、現時点の金額、具体的に金額として、千万単位なのか億単位なのか概算でも結構です。そういう額を聞きたいんです。

副委員長（岡野） INAさん、お願いします。

INA新建築研究所（平林） INA平林です。質疑をいただきました構造の躯体コストの差についてなんですが、まず、この躯体コストを算出する際に、前提として、例えば外壁部分のコストについては、昨今の労務事情、現場の型枠大工不足というようなこともあるので、やはり乾式化していったほうがいいのかということで、RC造及びS造についても、基本的には現場打ちのコンクリートではなくて、プレキャスト材、工場で生産したものということで考えております。そちらについては共通の項目ということで、それぞれの規格については、共通項目については省いております。

そういった前提の中で、構造のコスト差については、概略ではございますが、まず、に対して、と、こちらについては、1億7,000万円の差額となっております。については、こちららは1億4,000万円の差額となっております。については1億1,000万円の差額ということになっております。

の免震RC造の躯体コストというものは当然出しておるんですが、こちらの総額については、先ほどの考慮してない、とりあえず外壁の部分であるとか、そのほか構造体として必要な部分というのが多々あるので、その金額については、金額がひとり歩きすることもあるかと思いますので、ちょっと控えさせていただきたいと思うんですが、コスト差については以上でございます。

副委員長（岡野） 藤森委員、よろしいですか。それでは、次の御質問、いかがでしょう。福井委員。

委員（福井） 5番のほうですけれども、、、の3案で検討したいという話がありまして、のほうでは、天井高について聞きたいんです。構造的に工夫が必要だということですが、それについては、工夫をすれば、他の案と差がないような状態になるということなんでしょうか。

副委員長（岡野） INA平林さん、どうぞ。

INA新建築研究所（平林） それは可能でございます。よろしいでしょうか。

副委員長（岡野） 次に、どうぞ、猪狩委員。

委員（猪狩） 済いません。ちょっと後ろ向きな話になって申しわけないんですけども、今回、これ

6番までの比較として、1、2番、3番ですか、それが適正でないということで、今日、エントリーはされなかったと、委員のほう、要するに構造の委員会でも。そうすると、多分私、11月に質問書ということでもって、私だけじゃなくて佐藤さんと加藤さんを含め、高山さんに協力者になっていただいて、質問書を出させていただきました。そのときに、鉄骨がベースに今後の発注をするにおいて、構造が鉄骨が適正かもしれませんから、一応、土俵にのせて、検討の対象にしてくださいということでもってやらせていただきました。けども、何かあるときに、委員長が、その辺を余り詳しく聞かないで、一応、賛否をとった。とらないでもとったような形になってしまったので、異議申し立てがあって、その次回、新たにこの席を設けていただいて、議論していただいたんです。

それはそれで、もう終わったことですからいいんですけども、今回、その中の鉄骨が候補になって、それで基準になった、比較した相手が、基準から漏れちゃってるんです、これ。1、2番、3番、1番だったんですけど。それで、躯体でもってえらい違うというのは、何か話として、この会の権威として、ちょっと矛盾してないでしょうか。あの質問では何だったんだろうと、私は感じてるんですけども、皆さんはどうなんでしょうか。それ設計事務所に聞いてもしょうがないですから、事務局にちょっとその御回答をお願いしたいんですけど。

副委員長（岡野） 事務局。

事務局（湯浅） 事務局の湯浅でございます。皆さん、御記憶にあると思うんですけども、このS造にするか、RC造にするかについては、この会議の中で、それぞれ資料を出して、皆さんの意見を伺いながら決めていきますよというお話をさせていただいたと思います。

したがいまして、現在、RCがいいという話ではなくて、当時のところでは、何案がいいですか、A案、B案、C案、どれにしますかという形の議論でした。とりあえずRCで調整させてくださいってお話をさせていただいて、それで、この構造については、まさしくこの会議の中で、再度比較検討をして、皆様のほうから御意見を伺いたい、このような形で進めてきたものと考えております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

副委員長（岡野） 猪狩委員。

委員（猪狩） 比較の相手が結局脱落しちゃったんです。あくまでも新築、要するに全面新築と、新築プラス減築の比較だったんですけども、今日も話しがありましたように、プレキャスト、4番です。プレキャストコンクリートですか。これだと一括発注、規模は中規模で余りメリットがないとおっしゃっていました。確かに、これ工場生産というのは規模の大きいほうがいいわけですから、ですから、全面新築だったならば、規模がそれだけ倍になったわけです。ですから、その辺のメリットもここには出てくる、新築であれば。でも、今から議論してもしょうがないんですけど、これは。決まったことですから。

けど、一応けど、残念な結果になったんで、一応申し上げておきます。

副委員長（岡野） よろしいですか、これで。何か事務局から補足説明はございますか。

委員（猪狩） ほかに意見が、この件に関して意見があればお願いします。御感想でも結構です。

副委員長（岡野） 事務局。

事務局（湯浅） 事務局のほうからは特にございません。

以上です。

副委員長（岡野） それでは、そのほか御意見なり御質問、いかがでしょうか。福井委員。

委員（福井） まとめの6のところですか。もう少し詳細な構造設計を進めた上で、再度比較検討をするということですが、今日はこれをいただいたんですけども、これ以上に詳細のものを、また検討される、するということによろしいでしょうか。

副委員長（岡野） INA平林さん。

INA新建築研究所（平林） おっしゃるとおりで、今後、この3案について、今後、2ないし3カ月ぐらいをかけて、もう少し詳細に検討をしていった上で、この3案の優劣について比較していきたい、結論を決めていきたいということでございます。

副委員長（岡野） そのほかいかがでしょうか。川島委員。

委員（川島） 一つだけ気になるところがありまして、減築棟と新築棟を法規に従って50センチぐらい離しているということで、これ妥当な線なんですけど、危惧されるのは、万が一のことを考えると、余裕をどの程度とるか、先ほど市庁舎の耐震規定の 類の1.1倍ぐらいはあるということですが、その辺のところを十分御検討をしていただければと思います。

副委員長（岡野） INAさん、内容よろしいでしょうか。伝わりますでしょうか。

INA新建築研究所（平林） そのへんを加味、今後検討を十分にいたします。

副委員長（岡野） そのほか、いかがでしょう。では、私のほうから、済ませます。

先ほど、説明で1.1倍であるよという話と、今、川島委員がおっしゃったような話と、それから類ですと25%増しになる。その辺をもうちょっと詳しく説明してくれませんか。地震力設計時に25%増しです設計しますよ。それから、先ほど部長のおっしゃったのは、地震力はそういうのでやるんだけど、断面設計の段階で1割ぐらい余裕がありますよと、そういう話だったんですけど。そうすると1.25倍したプラスさらに10%プラスになりますよ、そう理解してよろしいですか。

INA新建築研究所（平林） INA平林です。今、おっしゃられたとおり、構造設計の中では、目標の耐力というものを設定した上で、それぞれの部材の中でもぎりぎりという設計は、こういった庁舎建築の場合は行いません。ある程度の余裕を持った部材の、各部材の設計をします。大体、おおむね各部材で1割程度ぐらいは余裕を持った設計というのを行っていきます。

そういった部材の設計をした上で、地震に対して1.25という、いわゆる建築基準法の地震力の25%増しの耐力を建物として確保するように設計するんですが、各部材の先ほど言った余裕度というものが、建物全体として、これはおおむねという話ですが、約1割ぐらいの余裕と。ですから、1.25倍の1.1、大体1.35から1.375という数字になるかと思いますが、結果的にそういった水準を確保することは可能であるということで、こういった御説明でよろしいでしょうか。おわかりになったかどうか。

副委員長（岡野） ですから、地震力25%増しになるけども、さらに余裕を持った断面設計という

ものをします。計算上、柱に鉄筋4.5本必要だとします。しかし、4.5本という本数はありませんから、5本になる。そういったことが柱、それぞれ梁それぞれも全部材出てきまして、大体計算で概略10%ぐらいはさらに余裕が出てまいりますと、そういうことになります。

そのほか、いかがでしょうか。藤森委員。

委員（藤森） 労務の状況という観点なんですけども、ここで示されている懸念とおっしゃる事項というのは、これは實際上、入札段階での応札のことを心配されて懸念ということで示されているんでしょうか。それとも、それ以外に何か。

副委員長（岡野） その件については、議題4のほうで話が出るんですか、どうでしょう、事務局。議題4かその他か。資料を今日配られていますか。

事務局（湯浅） その点につきましては、建設物価等の上昇の関係でございますので、その他の欄で説明させていただきます。

副委員長（岡野） よろしいですか。そのほか、いかがでしょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（岡野） ないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

事務局（湯浅） 確認なんですけども、本日の委員会においては、4番、5番、6番に絞って決めさせていただいて、この次にもう少し詳細な資料を出させていただくという形で確認してよろしいでしょうか。

副委員長（岡野） 今、事務局のほうから確認がありましたけども、今日、御報告どおり、構造体としては、
、
の3案に絞り込んだと。これで、あと、二、三カ月かけて、より詳細な検討を、今日いただいた皆さんの意見を取り入れながら、詳細決定をしていきたいということで、今日は御承認いただけるでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（岡野） ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。議題3、設備設計の決定について、最初に事務局より説明をお願いいたします。

事務局（神子） 事務局の神子です。よろしくお願いいたします。

白井庁舎に備えるべき設備設計について、検討、決定、報告していただくための資料です。

まず、資料の右上に議題3の、A4版になります。この資料については、基本設計の中で設備設計も検討する際の考え方を項目別に記載しております。

まず、良好な庁舎環境を実現するための電気設備、機械設備計画として、1ページ目ですけれども、1番、快適な執務機能、環境についてということで、空調計画と照明計画についてうたっております。

それから2番です。環境に配慮した庁舎ということで、太陽光発電などについて記載しております。その他の照明設備については、構造形式、それから設備システムの決定後に提案していきたいと考えております。

1枚めくっていただきまして、2ページ目にあります3番、災害対策機能の強化ということで、自

家発電設備と受水槽、それから主要防災施設配置計画について記載してございます。

それから、A3版の資料になります右上に議題3と書いてあります。こちらにつきましては、空調方式として、二つの方式をそれぞれ比較した形で資料としてまとめております。

詳細な説明につきましては、この後、INA新建築研究所のほうから説明させていただきます。よろしくお願ひします。

副委員長（岡野） それでは、INAさん。

INA新建築研究所（古屋） INA新建築研究所の設備担当古屋と申します。よろしくお願ひします。

良好な庁舎環境を実現するために、電気設備・機械設備計画といたしまして、1番目に、快適な執務機能と環境の観点から、二つの項目について検討をいたします。

1番目は、（1）空調計画、庁舎が、休日に開庁、時間外勤務等行われたり、庁舎に求められる多様なニーズに対応でき、かつ省エネルギーで快適な環境を確保できる、合理的なシステムを選定いたします。

二つ項目があります。冷暖房システムと換気システム。

冷暖房システムにつきましては、既存庁舎と同様の中央熱源方式、それともう一つ、個別熱源方式を比較検討の結果、新築棟、減築改修棟とも個別熱源方式とします。これにつきましては、別紙空調方式の検討、右肩の議題3のA3版の資料で御説明をいたしたいと思ひます。

空調のシステムにつきましては、上のほうに二つ、システム1、システム2ということで、中央熱源方式（単一ダクト方式）、システム2としまして個別熱源方式（ヒートポンプパッケージ（ビル用マルチ））という二つの方式について比較を行っております。

比較の項目につきましては、一番左側の列、縦に項目を並べております。

システム1の概要につきましては、フロア全体を1台の空調機で対応いたします。空調機械1本の主ダクトにより送風し、複数の空調対象室の冷暖房及び換気を行います。

システム2、個別熱源方式におきましては、各室またはゾーンごとに複数の冷暖房機で対応いたします。

以下の比較の項目について、特徴的な部分をかいつまんで御説明いたします。

概要の次の省エネルギー性でございます。

システム1の中央熱源方式につきましては、フロア全体を空調を行うため、エネルギーのロスが生じることがございます。

一方、個別熱源方式におきましては、使用する部屋ごとに運転が可能のため、効率がよい方式でございます。

二つ段を下がりまして、個別制御性でございます。

システム1の中央熱源方式におきましては、対象フロアがある程度同一な使い勝手となります。各室、各ゾーンごとの時間外運転は難しい方式でございます。

一方、システム2の個別熱源方式は、こちらは各室、各ゾーンごとの運転・停止が容易にできる方

式でございます。時間外運転はゾーンごとに対応が可能です。温度調節におきましては、市全体、こちらは誤記になっておりますが、室外機と書いてあるところ、室内機、外側と内側、内側の内という字でございます。室内機ごとに、温度調節が可能な方式でございます。

こちらのほう、比較の項目、下のほうの欄につきまして、コストについてでございますが、システム1について、イニシャルコスト及びランニングコストを1とした場合、システム2のほうなのですが、イニシャルコストにおきましては1.25、ランニングコストにおきましては0.55といったコストの比較になります。

こちらを総合的に評価した結果でございますが、システム1におきましては、各室ごとの冷房・暖房が切りかえが困難でございます。また、時間外の運転には、各フロアごと、全体を行いますんで、不向きという結論に至りました。

一方、システム2でございますが、個別空調機を設置いたしますので、個別要求への対応が可能な方式でございます。

全体のまとめといたしまして、庁舎に求める多様なニーズ、先ほど最初に申しました休日であったり、時間外での利用、こちらに対応するため、新築棟、既存棟ともに個別制御がしやすいシステム2を採用としたいと思います。

A4用紙議題3の に戻りまして、換気システムについてでございます。

減築改修棟が躯体に新たな改造を設けることが困難であるため、躯体と申しますのは、壁や床といった先ほど申した構造の部分でございます。これはコンクリートの部分ですとかに開口を設けてしまうと、中の鉄筋を切断したりといったことで、構造の性能を低下させるおそれがあります。こういったことから、現在の既存庁舎のダクトルートを利用した外調機方式といたします。

新築棟におきましては、構造計画、建築計画、今後進めていく中で、調整の上、最適な換気システムを今後提案いたします。

続きまして、(2)照明計画でございます。照明計画におきましては、快適な執務機能ということで、必要な照度を確保し、かつ省エネルギーな照明器具及びシステムを選定いたします。

各室の照度は、JISによって定められた基準に基づき決定し、LED照明を採用いたします。執務室には周りの明るさを感知して、照度を調節する昼光センサーを導入いたします。また、トイレ等には、人の所在を感知して照明を点灯、消灯する人感センサーを導入します。これらは、2番目の環境に配慮した項目と内容が重複するところもあるんですけども、快適な執務機能というところでの照明計画を目指したいと思っています。

2番目の項目、環境に配慮した庁舎ということで、二つの項目を上げております。

(1)太陽光発電。太陽光パネルを設置する場所としては、屋上もしくは外壁面を考えられますが、屋上に傾斜をつけて設置する場合の発電量を100とした場合、壁面に設置する場合は67程度の発電量となり、効率が悪くなります。費用対効果の面を考慮して、発電効率がよい屋上への設置とします。

屋上スペースを考慮すると、余剰発電量が見込めず、売電の可能性は低く、費用対効果は薄まって

まいります。

最近の庁舎の事例を参考として、屋上スペースの費用対効果を考慮すると、おおむね30から50キロワット程度の設置が適当であると考えます。

以下、米印として、他の庁舎の太陽光発電、どの程度設置しているかということで、他の庁舎の参考事例を記載させていただいております。

続きまして、(2)その他としまして、地中熱利用、中水利用、BEMS等の環境省エネ設備、省エネルギーに関する設備につきましては、構造形式や設備システム決定後に詳細な検討を行い、提案をしたいと思っております。

2ページ目に災害対策機能の強化、こちらのほうでは3点の項目別で検討をいたしたいと思っております。

(1)自家発電設備。こちらは災害時に電力を確保する設備でございます。国土交通省の環境施設の総合耐震計画基準及び防災拠点機能検討委員会の要望により、自家発電設備が災害時に連続運転可能な時間といたしまして72時間を確保する設備の計画といたします。

自家発電によって対象とする範囲につきましては、同基準に基づき、今後、防災拠点機能検討委員会との協議により決定し、発電容量を決定いたします。

最近の同規模の庁舎の事例によりますと、発電容量はおおむね300から500KVAの設置が多く、今回の計画で仮に500KVAとした場合、自家発電整備の対象となる範囲は主に下記のとおり考えております。

災害対策室、サーバー室の空調、照明、コンセント。

その他一般執務室の照明、コンセントのうち、3分の1程度。

新築棟、減築改修棟、こちらの各1台のエレベーターの運転。

自家発電設備の動力につきましては、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等ございますが、比較検討の上、提案をいたします。

2番目、(2)としまして、受水槽です。こちらは災害時の飲料水の確保にかかわる項目でございます。

ハザードマップによりますと、利根川の氾濫による浸水のおそれは、当該計画地におきましてはございませんが、集中豪雨等による浸水のおそれが少ない1階レベルに水槽を設置することを計画いたします。

3番目といたしまして、(3)主要防災施設配置計画。自家発電設備、高圧受変電設備、災害対策関連諸室の空調室外機等、これら防災上主要な設備につきましては、より安全性が高い新築棟の屋上部分に設置するように計画をいたします。

また、建物の管理上、かなめであります中央監視室、サーバー室についても、新築棟のほうに設ける計画といたします。

以上でございます。

副委員長(岡野) ありがとうございます。ただいまの説明について御質問等がございましたら挙手をお願いいたします。渡辺委員。

委員（渡辺） 藤森委員からあったので遠慮していたんですが、太陽光発電、正直でいいんですけども、要するにサステナブルということの基本にして、バランスを考えて、加減もありましょうということだったんで、すると白井らしさという独自性を打ち出しましょうという観点からいくと、よその庁舎がこうだからこうしましたじゃなくて、今回、計画する建物の屋上のスペースを考えると、最大限、こういう、この程度ですよと、こういう提言をいただきましたかったというのが1点。

それから、ビルエネルギーのマネジメントシステムといえば、省エネ、それと蓄エネ入るんですけど、省エネは太陽光でソーラーありますし、地中熱の利用も省エネになるんでしょうけど、それと太陽光を使う、太陽光発電を使う、それと電力の自由化が方向が見えてきて、時間帯別の電力料金も視野に入ってきている現在、蓄エネというのは大事なので、ビルエネルギーマネジメントシステムの中には入っているんですけど、そういうことを視野に入れてますよということを皆さんに訴えるべく、蓄エネを含むBEMS等のという、そういう表現を使っただけであればありがたいなと思います。それと、BEMSということは、一般の市民の皆さんには難しいので、きちっとビルエネルギーマネジメントシステムとわかりやすい表現でお願いします。

以上です。

副委員長（岡野） いかがですか、INAさん。

INA新建築研究所（古屋） INA古屋でございます。最後におっしゃられたBEMS、こちらについては、建物のエネルギーの使用量を計測などしまして、それから以降、最適なエネルギーの活用をするための制御を行う、こういったシステムでございます。こちらにつきましても、今後、わかりやすい形で表現できるような資料づくりをさせていただきたいと思います。

そして、最初の質問でございます。蓄エネでございますが、委員もおっしゃられましたBEMS、こちらのほうの中にも蓄エネに関する最適なエネルギーの運用といった中で、考え方が含まれております。

しかしながら、今後計画する中で、蓄エネについて、費用対効果を考えながらでございますが、今回の庁舎について、検討する項目の中に組めるよう、蓄エネという言葉を経験資料の中に今後加えて、コスト、設置場所、その他必要な使用場所の範囲、こういったものを今後検討の材料としまして用いたいと思います。

事務局（湯浅） 御意見がありました白井らしさというものがあって、他の市町村を参考にしてという表現があったんですが、この基本設計書を取りまとめる以前で、その辺の表現のあり方については、十分検討しながら変えていきたいと思います。御意見ありがとうございました。

INA新建築研究所（柳田） よろしいですか、私のほうから。

副委員長（岡野） はい。

INA新建築研究所（柳田） 渡辺委員のほうから、太陽光について、他庁舎がこうだから、だからこうだろうというんじゃないだろうという、そういう点は全くそのとおりだと思います。

そういう中で今、いろいろ設備システムを個別にしようとかいうようなことで、いろんなところを大体整理しまして、屋根の面積が、設備とか、そういうもので埋まりつつあるという現実がございます。

す。

そういう中で、では、白井らしさを踏まえたということで、今考えているのは、やっぱりコストを相当考えなくちゃいけない。御存じのように、太陽光発電のパネルはあるんですけど、パネルを受ける架台、これらで屋根の上がいっぱいになってくると、その上に鉄骨で架台をつくらなきゃいけない。また、設備のメンテナンス面から、結構高くしなくちゃいけないだろう。ちょっとその辺のことが見えてきまして、そうしない方法はというと、一つだけあります。議場の屋根。これが約500平米強ある。その面積を太陽光パネルで埋めると、大体90ワット平米ぐらいに、日本の国産の場合です。そうすると、大体50キロワットぐらい、そこで数字として出てきます。議場の屋根の上には、設備を乗せるわけにいかないんで、そういう意味では非常に一石二鳥といえますか。しかも、白井らしさという点で、今度は意匠の話なんですけども、その屋根が一番高いところに浮かぶようにあって、先ほど、岡野副委員長のほうから、いわゆるブレースをライトアップする事例の紹介がありましたが、ああいう象徴的な扱いで、例えばそれを、その電力を使ってライトアップするとか、そういうようなことも少しずつ見えてまいりました。

そういうことで、結論じゃないんですけども、議場の屋根を軽い屋根で、太陽光を乗せてくると50キロワットぐらい。中国製のものを使うともっと出るんですが、効率がいいので。ただ、最低50キロワットは確保できるのかなというところで、今、徐々に、要するにほかの庁舎がどうということではなくて、白井の現実的な形として、見えてきつつあるという状況でございます。

委員（渡辺） ありがとうございます。ただ、最大限の努力をしてくださってお願いしただけで、それだけです。

副委員長（岡野） そのほか。加藤委員。

委員（加藤） 受水槽についてですが、高置水槽、最後の砦として高置水槽は結構役に立つんじゃないかと思っております。これは何で採用しないのか、そのあたりについてお伺いすればと思います。

副委員長（岡野） INAさん。

INA新建築研究所（古屋） INAの古屋でございます。高置水槽、それは給水を上のほうの階に送るシステムの中で、屋上に小さな水槽を設けまして、現在、地上レベルに設置しようとしている受水槽から屋上に一旦水を上げて、貯水しまして、そこから下の階へ水を落とすといった方式でございます。屋上の設ける高架水槽でございますが、さほど水量的には多くを、計画上、設けることはいたしません。最近の給水のポンプと性能が向上したこともございまして、最近の建物におきましては、下に受水槽を置かしまして、そこから各階に必要な給水箇所に直接水を送り出す、こういった給水の方式が主流になってございます。

また、屋上に高架水槽を設けることで、この水の水質の管理ということも、日常の管理では重要になってきます。

したがって、現在、屋上に高架水槽、少量の水を設けることなくとも、受水槽の水を安全に確保する。災害時でも飲料用水として使えるように確保する。そちらの安全性の確保といったところで、耐震性、災害対応としては、考えていきたいと思っております。

副委員長（岡野） よろしいですか。

委員（加藤） ですから、要するに、これで当然、災害対策ですから、自家発電機が、非常用発電機があるからいいじゃないかということがあるかもしれませんが、完全にとまっちゃうというような場合は、それが高置水槽であれば、もう自然落下で水というのは供給できます。ある程度の公共の施設には必要なものなんじゃないかなというような気がするんですけども。

副委員長（岡野） INAさん。

INA新建築研究所（柳田） 柳田のほうから。

まず、今言った中で、ちょっと1点だけ。水槽の水質管理、結構大変なんです。昔は高架水槽ありましたが、蛇がいたり、何か死骸があつたりということで、もう本当に不衛生なんで、高架水槽は設けるなど。東京都の場合は直結しようと言っています。水槽自体設けるなど。ただ、この場合は、いわゆる非常時の水をためるといいますか、多少なりとも受水槽で賄う、これは電気を使わず水を取り込めてしまえばいいわけですから、あるいはそこで蛇口をつければ使えますので、全く問題ないです。

それと、災害時に必要な水はこんな量じゃないんです。例えば、この間、3・11で、仙台市のほうで、水はすぐになくなったそうです。もうどんなに受水槽にためても、それで自衛隊がすぐに補給しに来たという、そういう状況ですので、実際、本当に足りるぐらいの水をためようとしたら、途方もない膨大なタンクを用意しなくちゃいけない。特に、上に乗せるとなると、その重さがまた重いんで、構造のほうも大変になるということで、お金がかかってきます。そういう意味で、防災対策として水を溜める場合、費用対効果を考えても、こういう下部受水槽方式が一般的で、十分ではないかと思えます。

副委員長（岡野） ありがとうございます。

事務局のほうから、そういう震災時の非常用の井戸等の説明はありませんか。

事務局（岡田） 現在、市のほうで持っております災害用非常用井戸なんですけれども、すぐ目の前の文化センター、こちらに1カ所ございます。それからあとは、福祉センターに1カ所ございます。あとは、清水口小学校、第三小学校、これから今、順次、小学校のほうに、この非常用井戸をつけていこうというようなことで、たしか昨年度は大山口小学校と、それから池の上小学校に設置をしたと思っております。これから順次そのように設置をしていくというようなことで、大体1年に2校ぐらいずつというようなことで、今、進んでいるところでございます。

以上でございます。

副委員長（岡野） ありがとうございます。加藤委員。

委員（加藤） 先ほどの、話の中でちょっと私納得できない。受水槽も高置水槽も、結局は一緒なんです。大体、高置水槽に上げた水を飲料に実際使っているわけです。ただ、使わないでとっとくというばかなことないんですから、高置水槽に上げた水を使っていることなんで、水質が悪化するということは、基本的に間違っていると思います。ですから、高置水槽を置いたから水質が悪化したというお話と、蛇が入るとか、鳥の死骸が入りますよという話は納得できない。

副委員長（岡野） INAさん。

INA新建築研究所（柳田） 最近の建物では、そういうことがかつてあったんで、高置水槽は設けませんという、そういう意味で言っていますので。我々の設計の中でも、高置水槽をつけた例は一例もございません。最近の建物で。

以上でございます。

副委員長（岡野） ありがとうございます。加藤委員、よろしいですか。

委員（加藤） 最近の建物がそういうふうなことであれば、それはもう。

副委員長（岡野） 納得していただけましたか。ほかに、どうぞ。竹内委員。

委員（竹内） 先ほどの太陽光発電のちょっと最近の新聞で、被害情報があります。ガラスが石を落下して、故障していると。これを修理するのに同じくらいの金がかかるというようなこともあるんで、一遍、その辺は十分に調査をお願いします。

副委員長（岡野） INAさん、いかがですか。

INA新建築研究所（柳田） そうですね、建物の被害はガラスとか鳥の予想もしない、例えば、トップライトを我々がつくと、ガラスが突いてシールを破って、雨漏りがしたとか、非常に想定外の被害があります。だからといって、太陽光はやめたほうがいいのか。

委員（竹内） いやいや、そういう意味じゃない。対応、防止する策があれば。

INA新建築研究所（柳田） なるほど、わかりました。それは、ちょっとその辺、研究させていただきます。

副委員長（岡野） そのほか、いかがですか。藤森委員。

委員（藤森） 太陽光発電の件ですが、やはり一番気にするところは費用対効果の、先ほどの説明だと、約50キロワットということの御説明なんですけども、一般的に50キロワット発電すれば、それを売電することによって、あるいは自家使用です。どちらかによって、相当費用的な差が出るだろうと思います。試算をした場合に、50キロワットであれば、コストはペイするということになるでしょうか。

副委員長（岡野） INAさん。

INA新建築研究所（小野） INA新建築の電気設備担当の小野と申します。よろしく申し上げます。

仮に、先ほど御説明させていただきました太陽光パネル50キロワットを置いた場合に、まず、発電電力の使い道というところなんですけども、その50キロワットというのが、現在、今想定される建物全体の使用電力です。こちらのほうに比べまして、50キロワットというのはかなり少ないというところで、あくまで発電した電力は売電をせずに、庁内のほうで利用するというところで考えております。

その場合、50キロワットの太陽光パネルを置いた場合に、あくまで目安なんですけども、年間で5万キロワットアワーの発電ができるという、こうなります。それを1キロワットアワーの、仮に東京電力さんの電力料金の単価16円で置きかえますと、年間で80万円の電気料金の削減になります。

次に、実際に設備を入れるのに幾らかかるかといいますと、50キロワットアワーで、以前、基本計画のときに対応しました国交省の新営予算単価、こちらのほうで50キロワットの太陽光を置いた場合、約5,600万程度、イニシャルがかかる。そういうところで、かなり償却年数というのはとれないなというのがございます。

ただ、国の補助金とか、こういったものもございまして、そういったものの適用を、その辺を目指した形で、もちろん環境面のメリットという、メリットといいますか、いいところ、そういったものも踏まえていけばいいんですが、太陽光発電のほうは、こういう方向で検討していきたいと考えております。

以上です。

副委員長（岡野） 藤森委員。

委員（藤森） 今ほどおっしゃってました償却年数です。一般的には5,600万程度かかるとしました。そしたら、やはりペイするのは非常に厳しいというふうに私は思うんです。それを、環境的な面を見た場合に、あまりメリットがないんじゃないか。むしろ、費用対効果、つまり支出が増えるのであれば、僕は、この太陽光発電については、慎重にやっていくべきだと思います。当然、その辺のことについて、さらに詳細に御検討していただきたいなと思います。

副委員長（岡野） ありがとうございます。

私のほうからも、意見を言わせていただきたいと思います。

今の御説明ですと、余剰電力を売るという発想です。そうではなくて、発電したものは全て売ってしまうわけです。今、32円で売れるわけです。先ほど16円で買っていると。実際は、もう東電と契約はしないで、別の電力会社から買っているわけです、市の場合は。その差額というのは非常に大きいわけですから、そういうビジネスモデルを構築して、それで費用対効果を算出してもらおうと。

もう一つ、その際、現在の民間の業務用で使われている太陽光発電は、ほぼ100%中国製でございます。中国製と聞いただけで、我々、品質に不安を持つわけです。いや、実際そうなんです、現実には、ほとんど100%に近く中国製なんです。それは、品質保証を日本の企業がしてくれるから。なぜならば、発注形態が、維持費も含めて、屋上に設置した場合の維持費も含めて、年間の発電効率で契約している。年間何%と発電効率が下がりますよ、この範囲でおさめます。したがって、20年間でこれだけの売電ができます。イニシャルコストは2,000万でできます。一般的には、そういう計算をした場合に、大体10年で回収できます。というふうに試算されてますんで、もうちょっとその辺の費用対効果を、さっき藤森委員が言われたように、ちょっと検討を加えていただきたいというふうに私も思います。よろしく願いいたします。

そのほか、いかがですか、御意見。INAさん。

INA新建築研究所（柳田） 今の件に関して、実は、私、今年できた新潟のアイススケートを夏場もやろうということで、電力を全て屋根でやるということで、450キロをやったんです。そのときに、今、副委員長が言ったように、日本製じゃとても賄えないんで、中国製のインリー社、それを使って、ただ、中国製、不安ですよ。皆さん。それと、ちょうど去年ですか。ちょうど世界第1番目

の太陽光発電のメーカーというのが、やはり中国なんです。これがつぶれちゃったんです。当時、そのインリー社3位だったんですけども、今、1位になりましたけど、そういうことで、ちょっと我々もすぐ飛びつくにはどうなのかなというような懸念がありまして、その辺をしっかりと調べて、今、おっしゃったように、全部に対する契約、コスト、そういうことをしっかりと調べて、10年はいいがその先の10年がどうかということにならないように、これ考えなくちゃいけないと。

それと、もう一つ、誤解のないように申し上げますと、今、庁内で使うというのは、これは補助金を使った場合ということがありまして、例えば、さっき工事価格5,600万円と言いましたけども、これは、仮に補助金が半分ぐらい出た場合は、2,800万で、それに補助をもらった場合は売電できないんです。それはもう自分で使わないといけません。そういういろんな選択肢があって、そういう中で、これから詰めていきたいということでございます。

ただし、ここに渡辺委員がおっしゃるように、環境というものの、もっと大きな課題がありますので、それに対して、白井市としてのいわゆるアイデンティティですか、そういうものも含めて判断しなくてはいけないのかなというふうに考えております。

副委員長（岡野） はい、わかりました。済いません。追加、私は本当は進行役なんですけど、その点、ごめんなさい。

太陽光のところに集中しているようなので、ついでにします。壁面に設置した場合の効率が67程度に落ちるということですが、この壁面の設置の角度ですが、垂直に設置した場合のですか。勾配つけると変わってきますね。その辺はいかがでしょうか。

INA新建築研究所（小野） INA小野です。こちらの67%は、あくまで直角、90度の数値となっております。

副委員長（岡野） そうですね。少し勾配を15度つけるなりすると、うんとこれ変わってきますんで、そういうのも含めて、発電量を、それと私は、先ほど中国製で不安だという話をしましたが、契約は日本の業者と契約すると。日本の業者が保証するんです。そういうビジネスをいろんなところが最近始めてますんで、そういったところも含めて、調査はしていただきたい。彼らが全部、毎年掃除に来るそうです。だから、ガラスにやられた場合も含めて、彼らの責任であるという契約をすればいい。契約ですから。そういうことを、今、やってるそうですから、よろしく御検討をお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。設備に関してはいかがですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（岡野） それでは、議題3の設備システムの決定については、幾つかの宿題が出ましたが、これらを検討していくということで、提案のとおり進めていくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（岡野） それでは、原案のとおり決定することにいたします。

大分時間が超しておりますが、議題4に移ります。各課等配置計画の決定について。最初に事務局、御説明をお願いいたします。

事務局（湯浅） 管財の湯浅でございます。前回、減築棟が4階、新築棟が4階と決定させていただ

きました。ありがとうございました。前回の資料で4 4 案と4 4 案という2案がございました。4 4 案というのは、保健福祉センターに環境建設部そのものを持って行って、住民の皆様の利便性を考えて、児童家庭課ですとか、健康課を新築棟に持ってきたらどうだという判断がありました。その案を事務局のほうでつくって、各部署のほうに再度ヒアリング等を行って、検討をさせていただきました。そうしましたところ、たくさん問題点が出てまいりました。その辺について報告をさせていただきたいと思います。

そもそも1点目といたしまして、保健福祉センターは保健福祉のシンボルなのに、いわゆる環境建設部を持っていくこと自体が、おかしいんじゃないかといったようなことが1点。

2点目として、例えば、社会福祉協議会と社会福祉課、同じく身体障害者支援センターと社会福祉課、あと2階に検診室がございます。あと3階に健康課がございます。そういった関連性が高い部署を、片や新築棟、片や保健福祉センターに設置すること自体が、かえって住民の皆様の利便性の向上につながらないのではないかとといったような意見がございました。

3点目といたしまして、今回、この計画の一番利点となりますが、既存棟と新庁舎と保健福祉センターは一体となります。雨の日なんかは、かなり今まで不便をかけていたんですが、その辺につきましては、3棟一体になることによりまして、利便性がかなり向上しますので、あえて環境建設部を向こうの建物に持っていく必要はないんじゃないかといったような意見がございました。

また、本日、お示ししてある資料にもございますとおり、保健福祉の関係、一切何も考えないのかということではなくて、実際に今、保健福祉の一部の部署を持ってきて、いわゆるワンフロア化という形で、住民の皆様の利用の多い部署につきましては、一部になってしまうのですが、新築棟の1階に持ってきて、その辺で検討していきたい、このような形で考えております。

したがって、前回、4 4 案と、4 4 案という形で出させていただいたんですが、本日の資料にもありますとおり、4 4 案、保健福祉センターの一部の部署を新築棟に持って行って、ワンフロア化に向けて検討を進めていきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料の具体的な説明につきましては、設計業者のほうから説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

I N A 新建築研究所（楠部） それでは、I N A の楠部より説明申し上げます。

議題4のほうの資料をごらんいただきたいんですけども、議題4の 番、A3のほうの資料でございます。こちらが、今御説明がございました4 4 案、前回色塗りの配置図的な条件でお示ししておりました計画をもとに、前回の検討委員会並びに議員全員協議会、さらには各課ヒアリング、これらの中で出てまいりました要望、それらを加えたものと、弊社のほうで構造設備、こういったところの計画をこの間進めまして、具体的には、このA3の形で、基本設計の平面図という形で、縮尺も300分の1という形で拡大がされての本日の御提案になっております。

まず、全体の図面の見方ですけども、具体的に申し上げますと、各部屋の、例えばトイレの中であるとか、そういったところの具体的なレイアウト的なもの、レイアウトについても見えるような形で

図面化をしております。

それから、先ほど構造のほうでお話ございましたように、四角い黒く塗りつぶした柱、こちらを配置しているということと、真ん中のほう、左の新築棟の例えば真ん中のエレベーターが2台、E V という形で並んでおりますけども、その上に四角い形でP S E P Sの記載がございます。これは済みません。用途説明が間に合っておりませんが、パイプスペースというものがP Sでございまして、その設備的なパイプスペースと、Eがついたほうが電氣的な設備のパイプスペース、こういった設備スペースも、その図面に足している段階の基本設計案の素案という形での御提示になっております。

それから、このエレベーターから左のほうに目を移していただきまして、ちょうど真ん中あたりに相談室という部屋がございますが、その右のところ、ちょうど相談室9と書いてあるところの右のあたり、ちょっと壁を間をあけて「 」という表示してあると思いますが、この「 」は扉の意味でございますので、こちら方向から入ってくるということの略号という形で現在記載をさせていただいております。

そのような形で各階、1階から4階まで、この間の御要望等踏まえながら、図面化を進めていって、全体の配置を整えているという現状でございます。

その要望の対応等の内容でございますが、主だった点につきましては、議題4の のほう、こちらに8項目ほど記載させていただいております。その内容につきましては、4の のほうの今申し上げましたA3の図面のほうに、赤く破線で囲って番号を、リンクした形で番号を記載させていただいておりますので、ちょっと時間の関係もございまして、簡単に御説明申し上げますと、まず、A4のほうに、 のほうに戻っていただきまして、一番大きな課題でございました、前回、委員会の中でお話し申し上げておりました面積の縮減、前回、4 4の 案、こちらの素案のほうは1万1,187ということで、約200平米ほど面積が出っ張っておりましたので、この分、コスト縮減を図るということで、基本計画の数字1万1,000平米におさめるというのをしております。

具体的には、どこをどうしたかというお話までは御説明申し上げませんが、結果としましてA3の図面の1ページ目の左上のほう、面積表をつけてございますので、 番の破線の赤い部分でございますが、こちらのほうで御確認いただければと思います。

それから、続いての大きな課題、これは多方面から御要望をいただいております吹き抜けの縮小でございますが、これは、具体的には3ページ、A3の右下。3ページのほう、ちょうど真ん中あたりに という形で赤い破線で囲んでおりますが、この部分の3階の部分の吹き抜けを中止して、執務室に充てているというところでございます。この分、当然面積はふえるんですが、その部分を各階の壁の位置だとか、そういったところを調整しまして、先ほど申し上げました1万1,000平米に何とかおさめたというところでございます。

続いてA4のほう、 でございますが、中央監視室の配置、こちらにつきましては、前回の御提案では、減築改修棟の地下の部分を利用して設けるという形での御提案でしたが、このほう、先ほど設備の話にもございました、緊急時、災害時の防災対策を考えますと、より安全性の高い新築棟に配置すべきだということで、具体的には1ページ目のちょうど真ん中あたり、 という形で中央監視室、

南側の出入り口、こちらの脇に面したところ、ちょうど、新築、減築棟の真ん中あたり、管理しやすい真ん中あたりの部分に配置してございます。

続いて4番、4番についてはその上でございますが、それと同じく1階の左のほう、保険年金課の左の部分でございますが、もともと1階のトイレは1カ所に集中した形で設けておりました。これについては、1階の部分は窓口業務で非常に混雑する場合もあるということで、このトイレについては、左右に分散化するという形での御要望に対応した形でございます。

続いて、5番、今度は2階でございます。右下2番のほうでございますが、2階の部分の減築棟側の一番右上の というところでございます。相談スペースでございますが、こちらにつきましても、そもそも案の場合は西側の端、今のちょうど更衣室、男女の更衣室があるあたりに設けておりました。エレベーターをおりてすぐのところということで、プライバシーに配慮いたしまして、右の一番奥、場合によっては、このすぐ横の、脇の階段を使って、余り見えない形で直接入れるというようなところでの配置に変更しております。

それと6番、新築棟の3階でございます。3階のほう、特別室周り、こちらの中、レイアウト、御要望並びに来客者動線、そういったものを踏まえて、中身のレイアウトを変更しております。

それから、続いて7番、議場のレイアウトでございます。これは、右下4番、減築棟のほうの最上階でございます議場のレイアウト、こちらについては、議員全員協議会のほうで、さまざまな意見をいただきまして、結果としまして、対面式というレイアウトでございますが、ごらんのように、左に書いておりますのは傍聴席でございます。傍聴席に対して、執行部側と議員側の席が、今のレイアウトから90度回転して配置されるレイアウトでございます。こういうレイアウトをすることによって、傍聴席側から執行部並びに議員さんの両方の顔を見ながら、この議場の進行が見れるということで、最も市民に開かれた議会の形ということの御議論の提案の中でこちらのほうにレイアウトが決定してございます。

続いて8番、8番につきましては、これは各階でございますが、例えば右下1番、一番新築棟の左側の打ち合わせ室、給湯室ということでございますが、これは議員全員協議会並びに庁舎建設等検討委員会、これ両方のほうでもお話ございました。やはり、今回の庁舎建設につきましては、執務環境の改善ということが一つの大きなテーマということでございますので、職員さんの休憩スペース、これも近くに必要であろうということで、各階執務ゾーンの部分に各ゾーンごと、例えば続いて2ページ目を開いていただきますと、減築棟にも1カ所、新築棟にも1カ所という形で、各棟ごとに、これはあくまで打ち合わせ室を兼用とした形でございますが、休憩スペースともなる給湯室を設けております。

以上、簡単ではございますが、現在の各課等の配置計画と、御要望への反映状況でございます。

以上です。

副委員長（岡野） ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問等がございましたら挙手をお願いいたします。清水委員。

委員（清水） 市民ギャラリーなんです。この市民ギャラリーの使い方というのは、年に何度か使う

とか、アートフェスタのように、市の全美術団体がここに集い、展覧会をやるということで、この既存棟のほうですけども、この1階、2階が美術館となるようにその期間ですけども、年に秋とか春に使いたいなと、そういうように思います。ですから、そのときは、この市民ギャラリーと、こちらのほうに市民活動センターがありますから、これも貸していただくとか、多くのスペースを利用して、この吹き抜け部をあがって、2階に行くと会議室がありますけども、その会議室なんかもお借りするとか、そういうふうにして、その期間、市の美術館となるように使いたいと思うんです。これは、私の個人の意見ではなくて、これは美術団体だとか、美術協会だとか、この二、三年ぐらいずっと要望しておりまして、市長さんだとか、それから教育委員会だと、何回も要望交渉しています。そういうわけで、例えば、この防災センターですか、できればその半分ぐらいは、既存棟のほうに近づけて、2階のほうで使わせてもらえればいいなと思います。要するに、1階、2階を、その期間だけでも、美術館として使えるような感じですか、白井には美術展示場が今ありませんので、そういうことで、この改築庁舎につきましては、美術団体も相当期待しております。そういうわけで、既存棟の1、2階の各部屋はどのような用途にも対応できるような設備をもつものにしてほしいと思っております。

以上です。

副委員長（岡野） ありがとうございます。事務局のほうから何かありますか。猪狩委員。

委員（猪狩） 今の質問と同じ質問なんで、一緒に質問して、御一緒に答えてもらったほうが時間短縮になりますので、よろしいでしょうか。

副委員長（岡野） わかりました。猪狩委員、どうぞ。

委員（猪狩） 濟いません。プランをちょっと見ていただけませんか。1階の、これ見ますと、玄関ホール入ってきて、市民ホールがあって、その途中に情報コーナーがあります。それで、改修のほうにも売店、食事コーナー、ラウンジがあります。それで、エントランスホールがあります。エントランスホールもこんなに広く要るのかなという問題もあります。隣にオープンのギャラリーもあります。それとあと、市民ギャラリーもあります、手前に。それとあと、警察の前室として、それからそこは二つ使っています。これはちょっと広いんじゃないかと、ですから、これ全部八つあるんです、ここだけでも。2階入れるともっとあるんですけど、これをもう少し効率的に考えていただいて、恐らく400ぐらいの大きな多目的ホールができるんじゃないか、1カ所にまとめれば、そうすりゃ、いろんなことに使えますよ、会議室ももちろん可動壁であれば会議室も使えるし、イベントにも使えるし、いろんなことに使えるはずですよ。

この間、5月何日ですか、私質問しました。これは、ともかく今おっしゃったように、清水委員さんから出たように、白井市は展示室がないんです。もちろん民間にもありませんから、ですから、これはもう相当期待されているスペースなんです、いろんな意味で。展示室って限定する必要はありません。イベントホールでも結構です。それで、間仕切り、要するに可動の壁を使えば、何とでも使えるんです。そういう意味で、今回、同じような質問になって、それで、INA設計の柳田さんには、回答していただいて、猪狩委員のおっしゃるのはそのとおりです。今、これ全体のプランを示すので、大体面積としてこのぐらいということでおさえてますので、おっしゃるように、もっと自由

にいろんなことに使えるように、例えば、廊下を展示場のように使えるようにしますということ、このあれもここに書いてあるんです。ですから、これは徹底して、もう少し真剣に、事務局も設計業者さんにお任せしないで、一緒になって検討していただきたいです。間違っていることじゃないですから、住民の要望です。

副委員長（岡野） 事務局。

事務局（湯浅） お答えさせていただきます。

確かに、市民ギャラリーの関係につきましては、御要望等をいただいて、ここに市民ギャラリーという形で載せさせていただいてございます。市民活動推進センターにつきましても載せさせていただいてあるんですが、今、これは市役所です。市役所の庁舎の役目について、プラスアルファで何ができますかという形で、最大限考慮したものが、この図面に落としたものでございます。

委員さんから、設計事務所のほうの言いなりという話があったんですが、これにつきましては、何度も何度も、議会、各部署、各職員も、3回も4回も図面を直して、やっとこれになってたどり着いたものでございます。その辺につきましては、十分勘違いしないような形でお願いしたいと思うんですが、結論から申し上げますと、あくまでも市役所は、いわゆる行政を行うための施設でございますので、それを美術館化するようなことにつきましては、なかなか難しいのかなというのが結論でございます。

文化センターがありますので、そちらの使用のあり方とか、もろもろあろうかと思うんですが、文化の拠点としてはそちらもでございますので、あくまでも二次的利用くらいで考えていただかないと、これ市役所自体を、こういったルールで考えていただくのは、なかなか厳しいのかなと、ここでは考えてございます。

以上です。

委員（清水） 今年も文化センターのほうの資料館の前のロビーで、白井美術会展をしております。それは、大体、広さが100平方メートルで、それでは、100平方メートルのロビーでは、一団体展でもちょっと足りないんです。白井美術会だけで、1回でやるには、とても狭い。ですので、既存棟のこの市民ギャラリー108平方メートルってありますけど、ロビーと同じこと、要するに状況が同じ、改善されていないんです。これはちょっと前にも市長のほうにお願いしたときに、この改築庁舎の中に市民ギャラリーを考えているから、それに期待してくださいというような、言葉をいただきまして、そのことに非常に期待をしているわけです。

それから、もう一つ、美術団体の集まりで、白井美術文化協会というものなんですけど、それはいろんな種目の美術団体がなんですが、展示方法も様々です。それまでは、資料館の中で大きくやっていたんですけども、それが資料館から追い出されましたので、100平方メートルの中では展示会はちょっと無理だということで、今、分割した状態であるんです。この市庁舎の中に年に10日とか1週間を、この1、2階を美術館として使わせてほしいなと思っています。

副委員長（岡野） 運用等含めて、事務局のほうからまた一つ何かありますか。

事務局（湯浅） 一、二週間といえますと、当然、平日も入ってまいりますので、図面を見ていただ

くとわかるとおり、2階にはそれぞれ事務室等もございます。美術に興味のある方だけではなくて、いわゆる役所にお仕事なり、住民票なり、そういった形で来る方がほとんどでございます。したがって、結論から申し上げますと、1、2階を、例えばそういった展示会の専用でお貸しすることは無理です。その辺は御理解をいただきたいと思いますので、繰り返しになりますが、御要望に沿いまして、市民ギャラリーですとか、オープンギャラリーですとか、エントランスホールですとか、可能な限り市役所としましても、その辺の展示には協力はさせていただくつもりではいるんですが、それ専用という形では、なかなか厳しいものがあるかというふうに考えております。御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

副委員長（岡野） 清水委員。

委員（清水） これ専用ということでは無理ですが、この空間は、ほかの、こういうものにも使えるよと。例えば、この市民推進センターですか、そこはあるときはギャラリーとして、あるときは防災センターとしても使えると。そういう形態で。そして、2階の会議室についても、そういうぐあいに考えてほしいなと思っております。

副委員長（岡野） 事務局。

事務局（岡田） 今の御質問の件なんですけれども、市民活動推進センターのほうに関しましては、このスペースの中に事務室スペースと、あと会議室スペースというものがこの中に入ってくるようになっております。それで、市民活動推進センターのほうにつきましては、以前の会議でもちょっとお話をさせていただいたんですが、現在、白井駅前センターのほうのスペースが非常に狭くてというような話がありまして、こちらのほうに設置を考えていくというようなことで始まったところが発端でございます。こちらのほうで展示スペースというようなことになってきますと、今度、市民活動推進センター側の会議ができないですとか、そちらの活動に支障が生じるというようなことでございます。

そのようなことが、この市民ギャラリーと、あとはオープンスペースギャラリーというようなところも主に使っていただきながら、先ほど課長が申し上げましたように、それ以外の大きいスペースについてのところなんかは、これから検討をしていくというようなことで考えています。

副委員長（岡野） 猪狩委員。

委員（猪狩） 今の問題は、確かに立場が変われば意見も違いもする。市役所としては、市の職員の方の執務の場所、それで管理もしやすい。市民から見れば、やっぱりない施設をつくってもらうのが市民の希望です。ですから、市にはないわけですが、展示施設。多目的ホールとか、そういうものがないんです。ないものをつくるのが、市の努めじゃないかと私は思っております。何をつくっていけないという法律はないはずですが。複合って、市役所じゃなくて、市役所を複合センターにすれば、名前をちょっと複合ってなれば、つくって悪いことはないと思うんです。それを、なぜ一課長がそこまで言い切るのか、私はわからないんですけど、それが。

それと、あともう一つ。これ、この図面、先ほど、これ市民サービススペース、8カ所ありました、ばらばらって。これ1個1個の用途というのは、それ煮詰めてあるんですか、1個1個、課長、答え

てもらえませんか。何に使うのか、1個1個。市としては何に使うのか。一般市民としては何に使うのか。何か、全部前室みたいな感じになっちゃって、まとまった使い方が果たしてできるのかなという不信に思っています。

事務局（湯浅） 8カ所という意味がわかってなかったんですが。

委員（猪狩） よろしいですよ、エントランスホール入って市民ホールというのがあります、一つ。市民ホール。それとあと、情報コーナーがあります。それと、次にラウンジがあります。売店、軽食コーナー、それと、右側にエントランスホール、あと、オープンスペースギャラリー、それと印西警察署の前の前室として2スパン使ってます。それと市民ギャラリー、別にこれ1カ所にしろとは言ってません。何か用途を明確にした上で、もっと整理して、多目的に使えるスペースにしたほうがいいんじゃないかというのが私の意見です。

副委員長（岡野） はい、事務局。

事務局（湯浅） それぞれ、そこに表記してあるとおりの形で使うような形でございまして、それを全部1カ所にすれば、何平米の空間がとれるという話になりますと、逆からいえば、じゃ、入り口はすごい昇降口みたいな、そういうところでいいんですかですかとか、そういった話になってくるような話になりますので、ここに書いてあるとおりの使い方をさせていただくという形になります。

一課長の意見という話だったんですけども、あくまでも私、管財契約課長として、この庁舎の関係で質問をいただいたんで、回答したまででございますので、その辺の関係につきましては、御理解いただければありがたいと思います。

以上です。

副委員長（岡野） 猪狩委員。

委員（猪狩） 今おっしゃったのは、この8カ所を何カ所かに分けて、有効にスペースを使おうじゃないかということなんです。ですから、1カ所とは言ってません。

それに、今現在が、何のためにどう使うのか、このラウンジは何に使うのか。何に使うのか、私もちょっと読み切れないんです。ですから、それをお答えいただけませんかっお願いしただけです。

副委員長（岡野） 事務局。

事務局（岡田） それでは、今、猪狩委員のほうからお話になった8カ所ということなんですけれども、まずこのラウンジというところについてなんですが、これは今ある庁舎の1階の椅子が置いてあるスペース、丸いテーブル、丸い椅子が置いてある、あのようなそんなようなイメージのものがこのラウンジというものになっております。

それで、売店軽食コーナーというところにつきましては、ここはこれからの検討なんですけれども、ここに例えばコンビニですとか、またはそういうような事業者が入って、ここで飲食ができたりとか物が買えたりというようなそんなようなスペースを考えてこのスペースをとってあるということでございます。

それから、印西警察署分庁舎の前のスペース、こちらにつきましては、分庁舎のほうの出入りまたはよく視認性というようなことで、見やすいようにするためのスペースということになってございま

す。あとは、新庁舎のほう市民ホールにつきましては、これは今ある庁舎といえば、入ってきてちょっと広い部分、玄関入って広い部分のスペースのイメージでございます。

情報公開コーナーでございますが、こちらのほうは市のほうも今現在、庁舎にあります1階の情報公開コーナー、コピー機とあと市のいろいろ会議の結果を置いてあるスペース、あとは授乳室が今ありますけども、あのスペースをここで言ってる情報公開のコーナーというようなことで設定をしているところでございます。

以上でございます。

副委員長（岡野） いかがでしょうか。猪狩委員。

委員（猪狩） わかりました。これは、こういうばらばらじゃなくて8カ所じゃなくて、何カ所かに分けて使っても使えるんじゃないかと、これから設計してこれからつくるわけですから、必ずしもばらばらじゃなくて、多目的に使うために合体できるものはしたほうがいいんじゃないかということの私の意見です。

副委員長（岡野） 渡辺委員。

委員（渡辺） 私も1階の図面を見てラウンジがそうであれば、それと警察には視認性というのが必要でしょうけど、あんまり入っていくところ見られたくないという部分もあるわけで、だからラウンジを市民ギャラリーの隣に持ってきて、センターをラウンジのところに寄せちゃって、壁を自由に移動できるような方式にしたらここが広く使えて、御要望と折り合えるんじゃないかなと思うんですけど私も。

副委員長（岡野） いかがですか。具体的に今、何人かの提案がございましたけど、I N Aさんあたりはその辺、どう受けとめられましたか。伊藤委員。

委員（伊藤） 確認なのですが、今、部屋の配置についてお話をされてるかと思うんですが、現在ギャラリーについては展示スペースが足りない、壁も面的なものも詰めて議論されていると思うんですが、逆に言うと、2階については事務室等支障があって使えないとすれば、今ある配置の中でどの壁が使えれば充足ができるのかできないのかとか、そういう議論というのは考えてらっしゃるのでしょうか。要するに部屋の配置の部分と、ほかの部分を利用して活用できるように、そもそも論ではないけども、壁等活用できるような造作をすることによって補完的な役割を果たすようなものということでは、ちょっと議論が少し分かれるんじゃないかと思うのです。ですから、そのところを少し整理しないと、確かに今猪狩さんから部屋が重なっている、ダブっているような、集約しなさいよという部分は置いといても、ギャラリーの面積をどれだけにするかという部分については、そもそもの面積と補完する部分でどこそこをどのくらい使えるようにしてほしいということが附帯して充足すればいいのか、それともそもそも面積がなければならぬものなのか、そういうことは分けて考える必要があるのかなと思います。

副委員長（岡野） はい、わかりました。この辺どうですか、I N Aさん計画してる立場として、今までいろんな意見が出ましたけども、いかが。

I N A新建築研究所（柳田） ちょっと総論的な話であれなんですけども、ばらばらとおっしゃいま

すけども、それぞれのスペースとその配置については、それぞれに周辺のいわゆる庁舎機能あるいは市民活動機能と関連した場所ということで設けておりますので、そういう意味では、周辺の機能とそれに付随する共用部というような意味では、決してばらばらということではないと思います。

そういう中で、例えばエントランスホールとこの周辺、約300平米ぐらいあるんですけども、これはやはり庁舎となると最低このぐらいは要るといいますか、ここにも多分いわゆる展示コーナーがありますけども、まさに市民活動がここでできたり、新たな活動が生まれる可能性もあるので、そういう意味では300平米、決して大き過ぎることはないと思います。

あと、おっしゃるようにエントランスホール、オープンスペースギャラリーですか、いわゆる旧庁舎のほうの、このあたりに関してはもう少し、壁の使い方とか備品とか、そういうものを使って多目的といえますか、いろんな使い方ができる。これは工夫の余地があると思います。

あと、警察署との協議はやらなくてはいけないので、これは無駄とかじゃなくて、どうなるかわからないなというところでの話ですので、この部分の面積に関しては前面のちょっとへっこんだ2スパンに関しては、これは多分動いていくかなということ。ただしここに部屋を持ってきちゃうと、警察署の前がふさがってしまうので、それはないなということで今考えております。

全てが、今、課長のほうから話しましたように、ある経過の中でのプランなので、ここで確定するというよりも、こういうことをやりながら、例えば先ほどコンビニと言いましたけど本当にコンビニが来るのかとか、そういうことも考えながら動いていくと思いますので、経過のプランとしてはこういう形で、少しこれから最終形に向かっていくというようなことだと思います。決して、ばらばらではなくて、それぞれの機能に付随する共用部という配置で、それなりの意味を持った計画になっていると思います。

以上です。

副委員長（岡野） ありがとうございます。猪狩委員。

委員（猪狩） 今、柳田さんのお話はよくわかりました。ですけども、5月28日に、私もそう思いますと答えておいて、なおかつ今回同じ図面を持ってきた、なぜ、あそこまではっきりそう言ったのになぜ直してくれないのかなと、検討しないのかなと。検討したあれが全く見当たらないんですよ。だからそのまま持ってきた。だから、何で事務局はそれを見逃すのかなと思っちゃうわけですよ。はっきりと書いてあるわけです。

I N A 新建築研究所（柳田） この図面に至る経過については先ほど説明したようにいろんな、議員全員協議会とか検討委員会だとか、いろんなところの要望というものを、我々はやはり皆さんの要望を聞いてプランにするというのが目的ですので、そういう中でここに至ってるというのはまず御理解いただきたい。

それと5月28日、私が言ったのは、皆さんこれだけはわかっていただきたいのは、例えば廊下部分のつくり方で、例えば今言ったオープンスペースのギャラリー、旧庁舎のほうから新庁舎に向かっていく壁とか、こういう部分を例えば掲示できる場所にすれば、例えばオープンスペースのギャラリーからずっと掲示が続いていて、というような、そういう空間としても使えますよねという意味で

言ってますので、いわゆる必ずしもプランがどうこうというよりもつくり方ですか、それでももう少し、廊下をただ歩くだけじゃなくて、掲示物なりあるいは絵があったり、そういうことも考えながらやっていきたいなという、そういう意味で言っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

副委員長（岡野） ありがとうございます。福井委員。

委員（福井） 今のギャラリーのことなんですけれども、何かのどこかの施設を見学に行ったときに、ギャラリーの中に天井レールを移動する壁がありました。このギャラリーはそういうスタイルはすることになるんですか。

INA新建築研究所（柳田） そうですね、多分、私ども今、ギャラリーの設計もやってるんですけども、いわゆるスライディングする、動く、これはいわゆる間仕切りですけども、展示パネルがこういうふうにして、自由な展示ができると、そういうことは可能だと思います。

副委員長（岡野） 福井委員。

委員（福井） 今おっしゃってたのは、飾るときに非常に苦労が、パネルを出したりして、苦労したりしてらっしゃるといのは、そういうときに便利な道具があればできるわけだし、壁が少なくても壁をつくれればできることだと思うんで、その辺のところ、私はそういうところの工夫をそういう市民団体の方々と一緒にやっていただいたら、よりよいものができるんじゃないかということで思いますけれども。

副委員長（岡野） はい、わかりました。

先ほど伊藤委員からも壁の活用の話が出ました。もうちょっと立体的に空間として、それは今の福井委員の提案とも同じだと思います。そういった意味で、平面的な面積だけではなくて、そういったことを少しコンサルタントとしては検討を加えてください。猪狩委員。

委員（猪狩） 先ほどこの使い方、展示場としては土日とか、何か使うのが難しいよということで、一課長の意見としては強過ぎるなということをお申しましたがそれは取り消させていただいて改めて、とにかく白井市には展示施設がないと、これからもできる見込みはないと、ですから300ぐらい前後の大きなスペースはどうしても欲しいわけです。そのために文化協議会もできました。ですから、それにこたえしてほしいというのは、これから設計するわけですから、市役所とは、市民サービスの場所であるわけですから、もちろん市役所としての機能もありますけど。ですからここに、管理しやすいように分離しても、開放的な形のプランにすればできないことはないわけです、それは。ですから、それを、もう少し基本的なコンセプトなんですねこの問題はね。ですから、これはもう文化協会も含めて議員さんも含めて、市議会にもう一度考えていただきたいと思うんですよ、今からだったら間に合いますから、この問題は、もう永遠にできません白井には、これができなかつたら。もうあちらは無理なんですから、文化会館は、もうスペースがないんです。であれば、今の専用の郷土資料館をもってやれば、消毒室とかなんとかって移転しなきゃいけないんですから、あとは金かかるわけです。ですからここにスペース、たまたまこれあいてるんですよ、この8カ所のやつを整理すれば、あいてるわけですから、金額は大した金がかからないんですよ。管理の方法ですよ一つは。あるとすれば、市役所は何であるかといった場合に、先ほど課長もおっしゃった、あれが全てじゃないですよ。

何を入れたっておかしくないですそれは、多目的に使えばいいんですから。ひとつよろしく願いします。

副委員長（岡野） 藤森委員。

委員（藤森） 今までの意見を聞いていますと、新庁舎は土日は閉館してるわけです。どこの市役所も同じですけども、そうすると猪狩さんなどがおっしゃる内容は旧館になりますね。じゃ逆に言うとそういう部屋のものを広げるのかどうか、改めて聞くけど、広さは。

委員（猪狩） 広さはトータルすれば何とかありますよ。300から400あればいいわけですから。300ぐらいあればいいわけですから。

委員（藤森） 常設として必要なわけですね。

委員（猪狩） いや、多目的に使うんです。多目的に使う。展示しかないんですよ。集会でも何でもいいんですよ。こういうものを、展示パネルと兼ねたものをつくれれば会議室に使えるんです。ですから何とでもなる。

委員（藤森） そんなの広過ぎるやっぱ市民サークルはいろんなサークルがあるからちょっと広い、芸術だけではないわけです。だからそういう、一般的な市民の方が、これ必要じゃないか出入りするときに。そういう形、逆に言えば金をかけずに、そういう影響を及ぼさないようにやっぱりやっていくべきじゃないかなというふうに私思うんです。

副委員長（岡野） 猪狩委員。

委員（猪狩） ちょっと誤解されてるようですけど。私が言ってるのは、清水委員が言ったようにイベントのときなんかには使うだけですよね、ですから普通は使えません。だからサークルの人が勝手に自由に入るなんてことはあり得ません。あくまでも何日から何々の展示会やるからということで発表して許可を得て、それで開放してもらっただけです。ただ土日はどうしても、集客力の問題で土日は使うことになりますから、管理システムは別に考えなきゃいけません。管理システム、要するにプランそのものを管理しやすい方法にしなきゃいけないわけです。

委員（加藤） 確かに芸術協会が、そういうところは1カ所にまとめてギャラリーとして使えるのがいいんじゃないかということがあるかもしれません。あくまでもやはり市役所だよということを基本に置いてやはり考えていただかなければいけないと思うんです。それと余り、芸術協会さんもですけど、そういう関係のほうの意見が強くなってくると、一般市民が使いにくくなるような方法に設計されるきらいが出て、一般市民が使いやすいということをまず前提に置いて検討していただけるとありがたいんですけど。

副委員長（岡野） ありがとうございます。市民の方の立場上大分違う意見が出てます。簡単にこの場で今日結論を出すわけにはいきませんので、今日出た意見を十分考慮していただいて、もう少し市と詰めていただいて、次回までにはその案をまた出していただきたいと思います。

そういうことで、この議案4については今後の課題が残るということで終了させてもらってよろしいでしょうか。はい。藤森委員、まだありますか。

委員（藤森） そうした場合やはり、今御要望が出てるラウンジについて、じゃどうするのかという

素案を出してください。

副委員長（岡野） 猪狩委員。

委員（猪狩） それはそれでいい案だと思いますので、できれば協力させていただきたいと思います。それで私ちょっと誤解のないように。文化協議会をつくって、文化協議会が使うというんじゃないんですよ、文化協議会が使うのは1年に恐らく延べにして2週間か3週間ですよ。あとは多目的に使うということ言ってるんですよ。ですから、市役所の人も使いたかったならば、稼働間仕切りになれば小さい会議室になるわけですよ。その稼働間仕切りは展示のパネルになるんですよ。ですから、それはもう多目的に使うんですから、文化協議会はたとえ使うったってまあ2週間かそんなもん、二、三週間ですよね延べにすればね。そんなもんですよ。ただ、それさえできるスペースが市ではないですよ。これからも永遠にできませんよということを私は言ってるわけですよ。だから、つくったらいかがでしょうかということです。

副委員長（岡野） 福井委員。

委員（福井） 全く全然別のところでいいですか。収税課があるんですけど、滞納した人たちの相談とかそういったことが多く発生する可能性があるんじゃないかと思うんです。ですから、この相談室は1つだけで足りるのかと思ったんです。逆に、建設関係のほうは相談室が2つ、待合室を含めて3つあるんです。それに比べると収税関係のほうは個別的に非常に相談することがいっぱいあるんじゃないかしらと、というのが私の感想なんですけど、これはどうなってるんでしょうか。

事務局（岡田） 相談室のことなんですけれども、今、福井委員がおっしゃるように収税課の脇の相談室、こちらについては主には税のほうの相談という方々で使うことが多くなると思います。今回、この相談室という話について、いろいろ各課のほうからヒアリングを行いましたら、どこも専用の相談室を欲しいという話が出てまいりまして、それを全部聞いているとスペースが非常に広がってしまおうと。そのようなことから、フロアの中に相談室を幾つか置くようにして、その中で共用で相談業務を行えるような、そんなようなことで今回考えているところでございます。

副委員長（岡野） 福井委員。

委員（福井） ですから、収税課のところなんかは滞納相談のようなものが来るわけですよ。そしてまた、差し押さえだのなんだのというようなこととか、職員さんが戸別訪問をして収税やる方が尋ねていったりするよりは、納めてない人はきちんと、役所に来てもらってそこできちんと滞納についてのどういうふうに処理するかということ相談するべきだと思うんです。そういうことを含めて、私はこの相談業務がどうしても収税課のところは多く必要んじゃないかと思うのに、これは新築棟に1つしかないわけですね。現在の庁舎では3つもつくっている。相談室の量から言えば、収税課のほうにもっと必要じゃないかと思うのでちょっとお聞きしたんです。その裏に倉庫などがありますので、そういうところは相談室に変えることができないのだろうかとかいう疑問も思いました。

事務局（湯浅） 御意見ありがとうございます。この図面をつくる時に収税課のほうに確認をとっております。現在も相談室2つ持ってるんですけども収税課のほうで。実際はほぼ1個しか使わないという現状がございました。カウンターのほうでほとんどの相談を受けております。新庁舎をつくる

ときに当たっては、カウンターのプライバシーの配慮も必要ということと、相談室の利用実態から収税課の脇にある相談室は1つにしました。このような経緯がございました。

副委員長（岡野） 高山委員。

委員（高山） せんだっての会議にもちょっと御意見述べさせていただいたんですが、このギャラリーと、エントランスホールとか市民ホールとかを集約する前に、この市民活動推進センターが私にはとっても広いと感じるんです。それを何とかすれば1カ所に、展示できたり会合ができたりするんじゃないかなと。だから、前回の会議にもこの活動推進センターが私には非常に広過ぎるという御指摘をさせていただきました。今回もこれを指摘させていただきますので、御一考いただけたらなと。この推進センターがどこぞへ移ればこの推進センターのスペース200平米、その隣のラウンジ、これを合わせると約300平米ぐらいになりますよね。だからそうすると、管理もしやすいし利用もしやすいんじゃないかなと。駅前センターの推進センター見てて、狭いことは狭いけど、あの倍ぐらいあったらいいんじゃないかなと私は感じておりますので、そこんところをちょっと考えていただきたい。そうすると皆さんの意見がここに一つに集約できるんじゃないかなと思います。

副委員長（岡野） 事務局。

事務局（岡田） 市民活動推進センターのスペースということで、こちらは今現在駅前センター、保健室だったところを使ってるのが、これが80平米ぐらいの今現在のスペースだということなんです。これが非常に狭いということで、今回この市役所のほうの庁舎整備にあわせてというようなところが始まりだったということです。

今お話あったその倍ぐらいということになってまいりますと160平米ぐらいということになってくるんですけども、ただこれをほかのスペースのところに推進センターのスペースを入れるということになってまいりますと、さらにその部分のスペースがふえてしまうということになってまいりまして、こちらのほうも推進センターのほうも話を詰めてきてやってきている中で、今ここまで来ているというようなところでございます。

委員（高山） わかりますけど、ど真ん中に、推進センターも我々がやっている文化団体の活動も同じようなもんなんです。ですから、特別扱いとしか私はここの図面を見て見えないのね。それで何とかしてほしいということを前回の会議にも申しました。それを一つも、考えてるかどうかなくて、何か、この人たちだけが何か特別扱いにしてると、私の目からしか見えません。

副委員長（岡野） 総務部長。

総務部長（内藤） いろんな御意見あるんだなと思います。今回この庁舎をつくるに当たって印西警察とか、それと市民活動の推進センターそれと市民ギャラリーということで、この3つが通常庁舎にないものを今回入れているということでいろいろ協議をしてきています。図面を見ていただければわかるんですけども、推進センターですとかギャラリーの下に括弧書きで数字が入ってるんですけども、これが当初これだけあるといいなということで意見いただいていた面積になります。いろいろ配置の関係ですとか検討した結果が今こういう形になっておりまして、高山委員がおっしゃるように推進センターにだけ配慮したとかそういうことでは一切ありません。ギャラリーの面積出ておりますけども、

市民ギャラリーとオープンスペースのギャラリーそれからエントランスホール、ここの部分については必要に応じて展示ができるようには考えていただければというふうには思っております。

それでちょっと出てましたですけども、推進センターを別のところに持っていってしまうということとはなかなかできないことになります。というのが、今下3つあるのは土日もあわせてあけておくというのが前提になっておりますので、それをここのスペースに集めるというふうには思ってもらえるといいかなというふうに思います。

市民ギャラリーのほう先ほどの意見ですと、年に二、三週間しか使わないということなんですか。（「ちょっと言い過ぎたけど」と呼ぶ者あり）そんなことではなくていいんですよ。自由に使える場所だということの前提でこれだけのスペースを設けてあるというふうには御理解をいただくしかないというふうに思います。

委員（猪狩） 売店軽食コーナーというのが今回も設けるような、とりあえず網張ってますよね。今あのブロックでもって文化センターに1つあります、保健センターにもあります。それで今回の設計の狙いは、保健センターと一体化という言葉を使ってみましたよね。それで実態どうなんでしょう、本当に必要なんでしょうか。売り上げ、集客、全てにおいて。その辺でどうなんでしょうかね、3カ所。そんなに、歩いて1分か2分で3カ所も同じような店をつくって商売として成り立つのかどうか知りませんが、実態調査をした上で必要がそれはそれでよろしいんじゃないですか。それで、現実に食堂もあるんですよ、今度なくなりますけど。あれも前に私、実態調査したらどうですかと言ったけど、したかどうか知りませんから。その上で全てはプランというのはそこに必要だからあるよということが裏づけがなくて、イメージでもってつくってるんじゃないちょっと困るなという感じがするんですけど、いかがなものでしょうか。

副委員長（岡野） 事務局。

事務局（湯浅） 売店ですとか軽食コーナーにつきましては、この委員会の前のときにもそういったスペースが欲しいんだという意見がございました。また、売店という形になりますと、例えば、まだ正式決定ではないんですが、例えばコンビニですとかそういったものも役所にあることによって切手を買えるだとか、のりが買えるですとか、そういったところを、住民の皆様の利便性がかなり向上しますので、その辺のスペースでやっていきたいといったような形でございます。ここに軽食コーナーだけに限ってレストランを入れるような形ではございませんので、その辺は御理解いただければありがたいと思います。

委員（猪狩） だから実態調査したかどうかの問題です。その上で計画したものかどうか。保健センターとか文化センター。

副委員長（岡野） 事務局。

事務局（湯浅） この庁舎の計画をするときに事務機器メーカーのほうに委託をしまして、7階のレストランの利用の頻度等については調査させていただいております。結果として、あそこまで大きな施設は要らないということがわかりましたので、今回あるように必要最低限のものでいけるんじゃないかといったような形の図面になっております。

副委員長（岡野） 佐藤委員。

委員（佐藤） 基本的なあれで印西警察が仮置きだという話でここになってますけども、出入り口をエントランスホールを使うという形で今考えているというんでしょうか。

副委員長（岡野） 事務局。

事務局（岡田） 印西警察署分庁舎の出入りでございますけれども、一般の例えば免許の書きかえとか、そういったようなことで通常警察に訪れる方々につきましては、このエントランスホールから入ってきて警察に入ってくるということになります。それで、たしか藤森委員からも質問の中にありましたが、警察のほう容疑者とか逮捕されたとか、そういうような方々が入ってくるのにはこのエントランスホールはおかしいんじゃないのという御質問でした。こちらにつきましてはこの図面の分庁舎、ちょっと右側を見ていただきたいんですけども、わかりづらいんですが、一応切れてるといいますか区切りがあるんです。それが警察署のお巡りさんとかそういった方々の専用の出入り口になっております。ですのでこちらから例えば夜間の出入りであるとか、そういうようなときはこちらを利用して警察の方々が入ってくるというようなことになっております。

以上でございます。

副委員長（岡野） 谷嶋委員。

委員（谷嶋） 前に聞いたんですけど、警察の打ち合わせはもう終わったんですか。

副委員長（岡野） 事務局。

事務局（岡田） 今現在、警察署とは随時協議を進めているところでございまして、今回の配置の案につきましては、警察署の了承はもらっているところでございます。

委員（谷嶋） 前日も言ったんだけど警察の打ち合わせが終わったら随時、報告くださいと、そういうふうにちゃんとお願ひしたと思うんですけども、全然そういうのが入ってこないんでどうなっているのかなというのがあります。余りにもちょっと、自分たちのところで止めて先に出してないんですよ。事務局が。打ち合わせやって、進行中かもしれませんけども、打ち合わせ中でもある程度のごとは出せると思うんで、はっきり言って出してください。

副委員長（岡野） 事務局。

事務局（湯浅） 会議資料につきましては、例えば中の詳細な配置図面になりますとなかなか厳しいところがございますので、一度皆さんにお見せして、また回収させていただくような場合があるかと思うんですが、その辺御理解いただければ資料のほうは積極的に出ささせていただきたい、このように考えております。よろしくお願ひします。御意見ありがとうございます。

副委員長（岡野） 佐藤委員。

委員（佐藤） 警察署というと大体表から、あ、ここに警察があるというようなイメージでありますけども、この出入り口ということになると、わからんことがある。そういうもののしつらえというのを横につけるとか、そうすると外部から警察署の、ここは警察署だよということが見えないんじゃないかと思うんです。ですから、今配置が横配置になってますけども、市民の安全課、市民ギャラリーを縦配列にして、北側の道路からこのエリアは警察署ですよというような案というのは考えられない

んですか。

副委員長（岡野） では具体的な、警察署につきましても提案があったわけですが、その点についてここですぐ決めるわけにはいきませんから、そういう一例であったということ。INAさん、どうぞ。INA新建築研究所（柳田） 一例です。私どもも、例えば駅前に交番をつくったりそういうときには一軒家じゃなくて大きなビルの中に入るんです。そういうものが多々あるんで、これも多分同じようなことだと考えれば、そういう中でやっぱりサインですかね、おっしゃるように。ここに警察がありますというのは誰が見てもわかるようにしないとイケないわけです。例えば前のほうに、そういうサイン。これは非常に重要だと思えますんで、そういう夜でもちゃんとわかる、そういうものをつくるとか、その辺はサイン計画等で補っていけるかなと考えております。

副委員長（岡野） よろしいですか。猪狩さん。

委員（猪狩） 議場の件なんですけど、これ議場のプランを見ると、傍聴席が3列だけですよ、このプランは何か議場がよく見渡せるようにということで、今は2階建てですけども、これだけの人が傍聴に来るのかどうかわかりませんが、何かやっぱり、そうなると工事費も結構、えらい工事費になりますよね。床をつくれれば2階建てですから。こんなの必要なかなと。この間つくば市に行ったら、あそこでもやってましたよね、多目的に多分使える、いろいろやってましたよ。我々見学に行きました、皆さんと一緒に。前の方と行ったんですけども。ですから、何かそんなに、どうかなというふうな、これ固定椅子なんです、議員さんの席は。固定椅子にしちゃうともう多目的に使えないわけですよ。ですから年にどれぐらい、そんなに議会ってやるもんじゃないし、傍聴するたっっておもしろい議題もあるわけでも無いだろうし、どうなんでしょうかね、もうちょっとざっくばらんな親しみやすい議場づくりをやったほうが経済的に安いんじゃないかな。100坪ぐらいあるんだねこれだけね。坪130万だと1億3,000万、2層だと1.5倍だと5割増しでも6,500万オーバーになっちゃうんですよ。一応数字をやれば。もうちょっと経済設計、機能的に、待てるだったら待てばいいけど、機能的に、無駄のないようにやる、このプラン見ると。フラットでいいわけですから、中は。

副委員長（岡野） はい、わかりました。議場の設計について今まで余り説明がなかったんで、この際きちっとまとめてやってください。

INA新建築研究所（楠部） INAの担当より説明いたします。今ちょっと非常に細かい図面で申しわけないんですけど、議場のところの傍聴席の部分の左に、小さくて申しわけございません、600という記載がございます。傍聴席につきましてはやはり議場内を、市民の参加ということで見渡したいというところの話がございまして、最低限の見渡せる高さとして60センチだけ上げてございます。ですので、ここ2層とかいうことはやっておりませんので、前回、こちらの委員会のほうでも、なるべく議場の部分はお金をかけないような工夫をというお話もいただいておりますので、その中で今後考え方を進めていこうというところで、この傍聴席の部分はそういった形で60センチほどの上げ幅ということで考えております。

それから、議員席並びに執行部席のほうなんですけども、これもいろいろ多目的利用ということで、

いろんな御要望並びに質疑もございました。その辺のいろいろ今調査中でございますが、現状といたしましては、これも発言者が見えやすいという形、この最低限の形ということで、若干の段差をつけて、固定席タイプで現状では考えてございます。

ただ、これについてももちろん多目的利用する方法はないかということで、多目的利用になりますと今度はフラットな形でございますが、現状、我々のほうでも他の事例あるいは実績等で調査してございますが、なかなか議場については臨時議会等ございますので、多目的に利用する場合はその運営の仕方に非常に難しいところがございます、その辺も踏まえて、通常の議場の利用勝手としてはやはり、多少の段差があったほうが集中した議場の議会を運営できるということで現状の配置になってございます。ただこれは、もちろんこれから基本設計、実施設計していくところでございますので、皆さんからの御意見並びに当然、議会の御意見それから庁内委員会の御意見、その辺の御要望を踏まえながら進めていくところでございます。

副委員長（岡野） 高山委員。

委員（高山） 私、この議場にも一番最初の会議のときに傍聴席の余り急な段差があったのでそれを指摘したのと、今の議場では議員さんの顔が見えないのね。だから、議員さんの顔が全部見渡せて、皆さんのおっしゃってることが全部聞き取れてというような理想的な議場、華美にすることはないんですが、市民が、議会が開かれていてマンネリだから行かないやなんていうんじゃなくて、議会だからちょっとのぞいてみようかなという議場にしていただけると、関心が増すんじゃないかなと。私も年に二、三回しか傍聴には行きませんが、でも、もっと市民に議会はこういうことをやっているっていうものを今度の新庁舎の姿で皆さんに見せていただければなと思っております。

副委員長（岡野） いろいろありがとうございました。大分ここで時間を費やして、相当皆さんの意見が出たということで、まだいろいろ言いたいという方がいらっしゃれば挙手をお願いしたいんですが。まだいらっしゃいますか。藤森さん。

委員（藤森） 特別室等のことについてのことですが、これはどこかモデルがあったのか、あるいはこういう基本的な考え方、どういうところから来てるのかということをお願いいたします。

事務局（湯浅） 各市町村の特別室ですとか近隣で、例えばみよし市が人口約6万人で大体同じようなところでここ数年来建ったということ、また、埼玉県北本市、同じようなところで、ここが検討してるようなところでございます。あと、印西市、富里市等々で大体同じようなところの市町村の例えば市長室の面積とか副市長室の面積等を考慮しまして、なおかつ、今現在の使い勝手を考慮しながら面積を決めさせていただいているところでございます。

参考までに申し上げます。白井市の今の市長室の計画は60平米、それでみよし市が70平米、北本市が58平米、八街、鎌ヶ谷、印西はおおむね60平米、富里がちょっと小さくて52平米程度という形になっております。ほかの特別室につきましても余り広過ぎないように、かといって狭くて使い勝手が悪いようなことがありますので、総合的に加味して特別室の面積を決めさせていただいているところでございます。

副委員長（岡野） 藤森委員。

委員（藤森） あわせて、先ほどの議場の運用の件につきましても、議場については具体的な形で細部を見ますと、つまり固定の椅子のつくりにする部分はやっぱり多目的にならないわけなんですね。そういうところをぜひ検討していただいて、休会中もやっぱりここは議員さん方の会議室にも使えるような形に併用すれば、年間議会が開催されているのは何日、非常に少ないんですね。だからそういうことを考えますと、そういう場合については議員さん方の会議室に使えるような形で、非常に細かいんですけどもそういう設計をぜひともお願いしたいなというふうに思います。

副委員長（岡野） 渡辺委員。

委員（渡辺） 基本計画の策定の議論の中で、議場は多目的に使えるように、休会中は多目的に使えるようにというのがこの検討会のコンセンサスだったと認識して今、書類探してるんですが、出てこないんですが、そこはいかがだったでしょうか、皆さんの御記憶で。

副委員長（岡野） 事務局。

事務局（湯浅） 議会の関係につきましては、確かに多目的で使う等々の意見がございます。議会につきましては資料にありますとおり、全議員さんの意見をもとに今回の図面、高山委員さんがおっしゃったように、執行部側も議員の両方の顔が見られるような形の配置にさせていただいております。その後の運用につきましては、やはり庁舎の建設の話ではなくて議会のほうの権限になりますので、なかなか運用までについてこうなさいというのまでは、なかなか執行部側からは言いづらい面がございますので、議会のほうにそういった御意見があったというような形で申し伝えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

副委員長（岡野） 渡辺委員。

委員（渡辺） 結局、多目的に使うということは藤森委員の言ったとおり設計に響いてくるものですかからよろしく申し上げます。

事務局（湯浅） その辺につきましては、運用も含めまして議会のほうと再度、検討をさせていただくんですが、ここでこうしたいという形の発言は控えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

副委員長（岡野） それでは、一応この議題4についてはまだまだ修正を加える必要があるというふうに思われますので、前回、議題4の1ページ目にあるように、いろいろ意見を取り入れて修正したものを次回までにまた提出してもらおうということで、この議題4を終わってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（岡野） それでは、今回の意見を取り入れた再修正をお願いいたします。その他何かありますか。

事務局（湯浅） 1点だけ。先ほど冒頭で申し上げました4-4 案と4-4 案があったんですが、この後出す図面等につきましては、全て4-4 案の方で図面のほう出したいと思うんですが、それで御了解いただければありがたいと思います。

副委員長（岡野） 今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（岡野） それでは4-4 案でお願いいたします。その他に移ります。事務局。

事務局（岡田） その他についてでございます。まず1点目は、この次の会議ということでございます。日程につきまして本日、川岸委員長が欠席というようなこともありまして、日程調整をいたしましたその結果を後日、委員さんのほうにお知らせをするということで御了解をいただきたいと思っております。今、私どもが考えていたのは8月の中旬ぐらいというように考えておりましたが。（「中過ぎだったらいい」と呼ぶ者あり）（「お盆過ぎという形で」と呼ぶ者あり）そうしましたら、こちらのほうは日程を、今竹内委員のほうから8月の中旬以降というなお話がありましたので、その辺で調整をしていきたいと思っております。

それからもう1点ですけれども、第14回会議、前回の会議の議事録の校正ですけれども、修正がありましたら本日までにお知らせをいただければと思っております。

あとは、本日記りました資料の中で1つは日本経済新聞の記事、あとは東洋経済オンライン、それと白井市庁舎建設等検討委員会の傍聴者意見ということで、これは前回の会議で傍聴者の方から出された意見が載っております。こちらのほうにつきましては、各委員さんにつきまして後ほど閲覧をいただければと思っております。

その他については以上でございます。

副委員長（岡野） ありがとうございます。最後になりましたけども、これは今日配ったんではないかね。既に配ってある私の提案ということで、議会機能設計参考資料というのが、A4が3枚であると思っております。これは先ほど来、議場その他、議会機能についての意見がありましたので参考として提案させていただきます。急いでやりますんで、いかがでしょうか。岡野副委員長提案という、議会機能設計参考資料でございます。まず表紙をお開きください。恐縮ですけども、1、2、3、4とページを打ってください。申しわけありません。よろしいですか。

この資料は流山市役所のICT推進基本計画、ICTとは情報推進ネットのことございまして、庁舎検討委員会は庁舎というハードを検討するものですから、議会改革などソフト面での提案をするところではございません。しかし今後10年、15年後の議会とはどのようなのかを想定して、議会運営の効率化、高度化を実現させるための最終計画としなければなりません。この資料には多くの示唆に富んだ事項がありますので、参考資料として提案いたしました。

例えば2ページ、中ほど、片仮名のヒ、ツ、ケでは、会派代表者会議、全員協議会、議会等ほかのインターネットによる公開などとされておりまして、会議室のあり方が問われております。

3ページ、（4）の片仮名のキでは、委員会室におけるパソコンとプロジェクターの活用、中ほどの太字2、ハード面の計画が示されておりまして。（1）議会内LANの構築、本会議場、議事堂があります。議場では既に無線LANが済んでいるというふうに伺っておりますけれども、この辺も検討いただきたい。（2）機器及びシステム整備、電子採択システム、エ、プリンター及びスキャナーを各会派に配備、オ、議場におけるプレゼンテーションツールの整備、これは一体何を指しているのかよくわかっておりません。今後の改修計画で先ほど来出てるように階高、天井高、面積、床の段差、設備計画、仕上げ等をどのようにこれらが影響するのかをINAさんに御検討をお願いしたい。

なお、改修計画には直接関係いたしません、これを読みますと、スマートフォンを全議員に配付し、積極的に活用する。議員と市民のツイッターやチャットによるリアルタイムの意見交換、計画の策定に当たっては、この場面の計画策定は実は会議を集まってやったわけじゃなくて、スカイプやユーストリームを活用して外部アドバイザー、大学の先生2人と民間研究機関の研究者と市の職員とリアルタイムに協議書をとったということで、集まったわけではないんです。テレビ会議等でやったということでございます。こういう先進的な取り組みと私読みまして、実は感動いたしました。これを白井がやるかやらないか、これは議会が決めることございまして、我々はその空間をどうやって準備しておくかということで、少しINAさんに研究をしていただきたいということでございます。

以上です。

INA新建築研究所(柳田) 私ども今、たまたま流山市で総合体育館というのをやっております、そういう意味では担当者もおりますのでいろいろ、我々なりに聞いたり研究したりしながら、おっしゃるように、プレゼンテーション技術というのはこれはスクリーンとか映像とか音響とか、そういうものを含めたことだと思いますので、検討はさせていただきます。ありがとうございます。

副委員長(岡野) そのほかには事務局ありませんね。何かありますか。

事務局(湯浅) その他について、冒頭藤森委員さんのほうからコストの関係の落札に関する質問があったんですけども、そういう関係で資料を配付させていただいております、結論から申し上げますと、なかなか厳しい時代なんです、今現状でも厳しいのに3年後の状態どうなるんですかということがありますが、なかなかその辺は、専門業者の方に聞いても我々職員もなかなか不透明な部分もありまして、結論から申し上げますと、まだ不明な部分が多くてお答えできないという形になってしまいますので、その辺は御了解いただければありがたいと思います。

以上であります。

副委員長(岡野) 今、お話の中で、せっかく今日配っていただいた資料の中で、新庁舎建設を検討している自治体の動向についてというのが詳しく書かれておりますが、この辺、簡単に御説明していただけますか、簡単に。せっかくですから。事務局。

事務局(岡田) それでは、本日配っておりますA4の横長の資料になります。庁舎建設を検討している自治体の動向について、こちらを簡単に御説明したいと思います。

現在、計画をしている市町村というのは、資料では3枚この資料でございますけども、東京都の小金井市から3枚目まで、一番下まで各県、関東地方ですけれども、このようなところが現在、庁舎の整備を検討しているというところでございます。

この中で、先日ですけれども、木更津市が庁舎建設について大分動きがとまってしまったというような記事が出てまいりました。こういったようなところがほかにこういったところがあるのかということで調査をいたしました結果、1枚目の東京都小金井市それから木更津市、栃木県の秩父市、これらが何かしら当初の計画から変更が出ているという内容でございました。

ここの3つの自治体だけ簡単に御説明したいと思います。

小金井市につきましては、庁舎の建設については28年度から30年度にかけて建設工事を行うと

というような計画であったところですが、このたびの人件費ですとか建設資材の高騰というようなことから、今回、変更した内容につきましては、既定の財源計画を上回るようになることから、凍結を視野に入れつつ、あらゆる方策に着手をしていくといったようなところが現在、こちらの小金井市のホームページのほうに掲載がされているところでございます。

それから2番目、木更津市になります。こちらのほうは新聞にも出ておりましたが、建設工事につきましては27年度から28年度にかけて建設工事を行う計画でございました。こちらについても労務費ですとか資材価格の高騰というようなところが見込まれることから、アンダーラインを引いたところご覧いただきたいんですけども、現庁舎から、現庁舎については当然耐震性がないというようなところから、早急に退去する必要があることから、敷地内などに延べ約7,500平方メートルの仮庁舎を設け早急に移転する方針だが、木更津駅前の商業施設の空きビルを活用することもあわせて検討をしているといったようなことでございます。木更津市については、当初、新聞で出ていたときには、この仮庁舎を敷地の中につくって、それでオリンピックの年ぐらいいまで、それ以降にPFI事業者の選定を延期をするといったようなところで変更の掲載があっているところでございます。いろいろ聞いてみましたら木更津駅前の商業施設の空きビルというところも活用することも現在検討しているといったようなことでございました。

続いて一番下になります。秩父市でございます。こちらは建設工事を26年度から27年度の計画でございました。こちらも同様の理由、労務費などの上昇といったような理由から、こちら秩父市は合併をしておりますのででき上がった市町村でございまして、合併特例債の発行可能期限である平成32年度末を考慮しつつ、建設費の高騰が鎮静化するまでの間、市役所本庁舎と隣に市民会館があるんですけどもそちらの建設工事を延期するといったような動きがあったところでございます。

次のページには、これも業界紙でございましたけど市川市の市役所の内容でございます。市川市につきましては、先日、新聞にもこれは出ておりましたけれども、現在、本当に発注をかけていいのかどうかというようなところで、事業者から情報提供をお願いをしているといったような内容で、現在様子を見ているといったような、そのような内容でございました。

それで3枚目でございます。こちらのほうは各県、関東地域でございますけれども、こちらのほうで現在手がけている自治体については、今のところ予定どおり進んでいるといったような事案が3枚目の資料となっているところでございます。

副委員長（岡野） ありがとうございます。これについての質疑はやめておくことといたします。あくまでも参考であります。これにかわりましてINAさんから先ほどの参考資料、日経アーキテクチャー及び東洋経済等の資料が提供されておりますので、後ほど委員さんはごらんになっていただきたいと思っております。

それでは、今日の委員会をこれで終了いたします。長時間ありがとうございました。